

官報

号外 昭和三十六年五月二十三日

第三十八回 衆議院會議録 第四十四号

昭和三十六年五月二十三日(火曜日)

議事日程 第三十五号

昭和三十六年五月二十三日

午後一時開議

第一 健康保険法及び船員保険法の

の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日雇労働者健康保険法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

第三 社会福祉施設職員退職手当

共済法案(内閣提出、参議院送

付)

第四 公共用地の取得に関する特

別措置法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

会期延長の件

水資源開発促進法案(内閣提出)及

び水資源開発公団法案(内閣提

出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 健康保険法及び船員保

險法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 日雇労働者健康保険法

の一部を改正する法律案(内閣

提出)

日程第三 社会福祉施設職員退職

手当共済法案(内閣提出、参議

院送付)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 公共用地の取得に関す

る特別措置法案(内閣提出)

建築基準法の一部を改正する法律

案(内閣提出、参議院送付)

倉庫業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

午後二時四十七分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を

開きます。

会期延長の件

○議長(清瀬一郎君) 会期延長の件に

つきお諮りいたします。

本国会の會期は明二十四日をもって

終了いたすことになっておりますが、

五月二十五日から六月八日まで十五日

間會期を延長いたしたいと存じ、これ

を發議いたします。

本件について討論の通告がございま

す。順次これを許します。兒玉末男

君。

〔兒玉末男君登壇〕

○兒玉末男君 私は、日本社会党を代

表いたしましたして、ただいま上程されま

した會期延長の案件に対し、絶対反対

の立場から討論を行なわんとするもの

であります。(拍手)

そもそも、通常會の會期は、国会法

に示されてあります通り、百五十日と

きめられておるのであります。この間

に天変地異や重大な突発事件でも起こ

れば別でございますが、今國會のよう

に、常に日本社会党は國會の正常化を
叫び、しかも、平穩無事な今次國會に
おいて、政府・与党が、法案の審議に対
し、その熱意と誠意を持ち、また、法案
提出の時期等に対して十分なる考慮を
行ないますならば、この期間というも
のは十分過ぎる期間でありまして、會
期延長を行なわなければならない積極
的な理由はどこにも見出せないのでは
ありません。(拍手)國會の正常化を無視
し、さらには、國民の利益に反するよ
うな諸法案の審議を無理押しをいたし
ました政府・与党の反省を求め、わが
社会党の立場を明らかにいたして参り
たいと思つ次第でございます。(拍手)

特に、國民大衆の利益に著しく反し
ますところの國鉄運賃値上げに関する
衆議院の審議においても、國民生活に
重大な影響を与える國鉄運賃制度と經
營の根本的な改革を行なわれない限り、
その赤字対策は解消できないにもかか
わらず、大衆へのしわ寄せにより、一
時的な苦痛をこまかさんとする鎮痛劑
的な役割しか果たさないところの運賃
値上げの強行採決が行なわれたのも、
その一つであります。しかも、値上げ
を行なつた直後に、五十億円にも及ぶ
ところの赤字があることが發見され、
政府の値上げ問題に対して処置のなさ
んなことが暴露され、國民のきびしい
批判を浴びたことは、周知の事実であ
ります。また、この強行採決が、今、
國內におきまして値上がりムードなる

ものを作り、國民生活を所得倍増にあ
らざる物価倍増によって苦しめている
この事實は、民意を反映しなければい
けない議會審議を軽視した政府・与党
の重大なる責任といわなければなりま
せん。(拍手)

また、防衛二法案の審議にあたりま
しても、この主たる目標が核武装を主
体とするところの火力の増強、これの
飛躍的發展に備えた師団への改編と治
安対策の強化であり、新安保条約に
よつて内乱条項はなくなり、米軍の日
本國內の紛争介入ができなくなり、日
本を常に最前線基地として確保してお
きたいアメリカの意向と、安保、三池の
鬭争を通じて不安感を深めましたとこ
ろの日本財界の要請にこたえたもので
あり、國民の税金によつて作られた自
衛隊が、そのほこ先を國民に向けるお
それを多分に持つものでありまして、
この実態を國民の前に明らかにさせな
いための政府・与党のあがきが防衛二
法の強行策となつて現われたことは明
白であります。

ILO条約につきましては、三月二
十五日に提出されて以来、すでに六十
日を経過した今日、いまだにその審議
をする土俵すらきまつていない状態であ
ります。(拍手)政府・与党は、特別
委員會の設置を要求して、國內の關係
法規の總括審議を主張してきましたが、
本件につきましては、すでに御承

知のように、昭和三十四年、勞・使・

公益の三者構成による労働問題懇談会において、ILO八十七号条約はすみやかに批准すべし、これに抵触する公労法、地公労法の関係条文は削除すべし、国家公務員法、地方公務員法は改正する必要がない、と一致した三者の見解が述べられております。にもかかわらず、これを尊重すべき立場にある政府が、今次国会でこの答申を全く無視して、国内法の改悪を主眼にした特別委員会の設置を強硬に主張したことは、これまた、ILOの精神を無視し、自己の利益のみを追求する独善的な態度といわざるを得ないのであります。(拍手)特に、特別委員会の設置につきましては、議院運営委員会においても、各党間の十分な話し合いによつて、意見の一致を見て設けるという申し合わせがあるにもかかわらず、自由民主党独自の立場から執拗に特別委員会の設置を主張したことは、与党みずからが国会の正常化をじゅうりんするものといわざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、農業基本法の問題にいたしまして、二月二十三日、政府とわが党が同時に提案説明をいたしました。以来、並行審議がなされてきましたけれども、政府案の審議に充てられた時間は十数時間にすぎず、総括質問すら十分に行なわれることなくして、ついに、四月二十九日、社会党の出席を得られないまま、本院を強行突破する等の暴挙をあえて行なつたのであります。このことは、政府・与党が、審議の過程におきまして、政府の農政の矛盾が暴露されることをおそれての行為であるといわざるを得ません。与・野党の十分なる審議を通じて、よりよき農業基本法を作り上げていくという民主的な議会政治の精神に反するこの行為は、われわれの断じて容認できないところであり、(拍手)特に、農業基本法は農業の憲法ともいふべき重大な法律であり、この審議は一月や二月を争うべき問題ではなく、慎重の上にも慎重を期して行なうべき性質のものであります。それゆえに、この法案は、継続審議として、農業問題に限つた臨時国会を開催し、徹底的に論議すべきであり、農民の大多数も強くこのことを望んでおるのであります。

また状態であり、政府・与党の怠慢を指摘せざるを得ないのであります。(拍手) なお、審議にあたりましての与党委員の努力に欠ける点はなかつたかという点であります。特に、今国会の顕著な特徴といつたしまして、会期中、与党議員の多数が外遊されております。このことは、各種法案の審議にあたりましての委員会の出席率を低下せしめ、あるいは開会時刻の遅延等の原因ともなり、審議が渋滞した一因となつたと私は考えるものであります。加えまして、特に、今度の国会において重要な委員会といわれております内閣委員会、あるいは農林水産委員会における委員の出席の状況を見ましても、第一回の内閣委員会におきましては、わが党の九〇%出席に對しては、与党はわずかに四七%という低調さであります。自來、三十五回までの内閣委員会において、与党の出席率八〇%以上はわずかに八回という驚くべき実態であります。また、農林水産委員会におきましても、三十七回の委員会の間に、九〇%以上の出席率は、わが党の二十五回に對し、自由民主党はわずかに十五回、建設委員会に至りましては、与党の出席率は、三十回の委員会を通じて、八九%が最高で一回、八〇%より上は実に四回という低調さであります。この実態を見ましても、与党議員の審議にあたりましての

努力が欠陥していたことが明白に指摘されるのであります。(拍手)審議の期間は、ただ単に長いということだけが能てはございません。その内容において充実したところの審議が行なわれたかどうかが問題の焦点でなければなりません。審議に對するこの与党の態度を見ましても、政府・与党が、自己の怠慢をたな上げにして、党利党略のために会期延長を提出したことは、許されざる暴挙といわざるを得ないのであります。(拍手)

このように問題の焦点をしばつていきますと、結局、今回の会期延長の意図するところは、参議院の段階におきまして、池田総理渡米の手みやげを作るための防衛二法案の成立なり、あるいは全国の農民大衆がきわめて疑惑と不安を持つておる農業基本法の成立、さらには、大衆行動を抑圧せんとするところの政治的暴力行為防止法の成立であることは明らかであり、対米追従の、自主性のない池田内閣の実態を示したものであるとともに、これら一連の法律の持つ内容は、各委員会におきまして、わが党の委員がつまびらかに指摘しましたごとく、日本の平和と民主主義と国民生活を極度に脅かすところの反動立法であり、われわれの断じて容認できないところであり、

この際、私たちは、会期の延長というこののみをもつて、いたずらに国会の運営を乱すことなくして、国会運営の衝に当たる政府・与党が、いさ少し慎重さと誠意を持って当たるよう、私は、強くその猛省を促しまして、会期延長反対の立場を明らかにし、私の討論を終わらんとするものであります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 木村公平君。
「木村公平君登壇」
○木村公平君 ただいま議長よりお諮りのありました会期延長の件について、私は、自由民主党を代表いたし、賛成の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

このたび会期延長を行ないますゆえんのは、現段階における本院並びに参議院の議案の審議の状況にかんがみ、その審議を十二分に尽くし、国政処理の重大任務を全くせんとするためのものであります。それにいたしまして、会期延長の採決にあたりまして、深夜取捨すべからざる混乱をしばしば引き起した過去の事例を想起いたしまするとき、今きわめて平静裏にその賛否を論ずることの情景こそ、まさに議會主義の一大進歩と申さなければなりません。(拍手) 邦家のため慶賀にたえない次第でございます。

今国会は、昨年行なわれませんでした総選挙後初めての通常国会であります。それゆえに、この国会において、池田内閣並びにわが党は、公約をいたした幾多の重要施策を実現いたし、国民多数の信任にこたうべきであることは、論

を待たないところでありませぬ。(拍手)
 しかるところ、二百件以上の法案と、
 昨年の倍數に上る条約のうち、いまだ
 本院並びに参議院において慎重に審議
 中のものが多數ありますことは、御承
 知の通りであります。会期は百五十日
 とは申せ、法案と条約、予算とを合す
 れば、まさに三百件になんなんとし、
 一日に必ず二件以上の重要な案件を
 処理しなければならぬ状態と相な
 り、かてて加えて、わが党は、真に寛
 容と忍耐をもつて野党の立場を最大限
 に尊重いたし、野党諸君の引き延ば
 し、いやがらせにもかかわらず、慎重に
 審議を続けて参つたことは、おおよそ、
 ごらんの通りであります。(拍手)

かくのごとく、一方に多數の重要案
 件あり、他方に慎重なる審議を続けま
 するため、会期に若干の不足を見るこ
 とになりましたことは、けだし、やむ
 を得ざる物理的現象ともいふべきもの
 と存するのであります。

よつて、私も自由民主党は、以上
 のごとき状態を考慮いたし、ただいま
 議長よりお諮りのありました十五日間
 の会期延長の件について賛成をいた
 し、私は、自由民主党を代表して、会
 期延長の件につき賛成の討論をいたす
 ものであります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 佐々木良作君。
 [佐々木良作君登壇]

○佐々木良作君 私は、民主社会党を
 代表いたしましたして、議題となつており

ます会期延長の件に對しまして反対の
 討論を行なわんとするものであります
 が、特に、わが国議會制度の本質に對
 するわが党の考え方を率直に申し述べ
 まして、私の会期延長に對する反対の
 意見といたしたいと存じます。

御承知のごとく、なお兒玉君からも
 指摘されておりますように、憲法は、わ
 が國議會制度において常会、臨時会の
 制度を採用いたしまして、国会法は常
 会の会期を百五十日と規定いたしてお
 りませぬ。しこうして、この常会は、毎
 年一定時期に定期的に召集せられ、こ
 こで予算案を中心とする政府の來年度
 計画の概要が議せられ、これが当該年
 度における政治行事の土台となり、柱
 となつてゐるものであります。しか
 も、わが國議會制度の根幹に会期不繼
 続の原則という原理が横たわつておる
 ことは、議員諸君も十分御承知のこと
 でございますし、これらの制度
 は、言うまでもなく、向こう一年間の
 行政の基本を百五十日の期間で議了し
 得る範圍において協議決定することを
 義務づけてゐるのであります。百五十
 日という期間の設定は、その長短につ
 いて是非の論議はあろうかと思ひます
 るが、国会法が百五十日という期間を
 設定いたしております基本的な理由
 は、一方において、政府の立法計画に
 制限を付し、他方において、立法府が
 行政の分野に立ち入り過ぎないための
 配慮を含めた規定と解すべきであると

考えます。従つて、この期間内に審議
 する終えなかつた議案は、当然、一切消
 滅すべきものと考えます。ここに常会
 の権限と義務が一定の制限のもとに違
 成される仕組みになつておるものと考
 へるわけでありませぬ。かかる常会制度
 の嚴肅な実行を憲法は要求するもので
 あります。がゆゑに、別に、臨時に必
 要があるならば、必要な議題に應じて
 必要な期間論議するための臨時会の召
 集を規定いたしておりますことは、
 皆さん御案内の通りであります。

このような原則的観点に立ちま
 して、私は、日本國憲法を最も忠実に守
 り、かつ、わが國議會制度を最も民主
 的に運営するために、この常会の会期
 延長に絶対的反対の意思を表明するも
 のであります。(拍手)

この際、特に注意を喚起いたしてお
 きたいのであります。が、国会におけ
 る立法計画の協議機關として、いわゆ
 る常任委員長會議なるものがありま
 す。自民党の諸君はすでにお忘れかも
 されませぬけれども、旧国会法にはそ
 のような規定があり、そのような運営
 がなされておつたわけでありませぬ。本
 院におきましては、常任委員長はすべ
 て自由民主党の議員でもつて充てられ
 ております。政府の立法計画も、院側
 の立法計画も、これすべて自民党の掌
 握するところとなつておるわけであり
 ませぬ。私は、常会における立法計画は
 百五十日以内で議することを前提と

して立案されねばならぬことを重ねて
 申し述べるとともに、この原則が自民
 党一党によつてじゅうりんされること
 の民主政治上の危険を特に強調し、自
 民党の猛省を促したのであります。

(拍手)
 なお、政府・与党が予定した、いわ
 ゆる重要議案が期日内に議了し得ない
 場合、今回のような場合に、議了させ
 るために会期を延長するといふのが、
 従来とも、また、今回におきまして
 も、会期延長の唯一の理由として与党
 側から主張せられておるところであり
 ませぬ。先ほどの木村君の議論もこれ
 に終始一貫されたのだと存するわけで
 あります。が、このことについて、私
 は、民主議會の本質に即して一言いた
 したいと思ひます。

すなわち、まず、先ほど兒玉君か
 ら御指摘がありましたように、会期末
 に重要議案が残るといふこの現象の原
 因についてであります。が、大体、そ
 の大部分は、政府・与党の責めに歸せ
 らるべき議案提出の遅延であります。
 あるいは、木村君が指摘されましたよ
 うに、部分的には野党側の審議態度に
 基因するものもあるかもしれませぬ。
 しかしながら、私は、すでに、この責
 任論につきましては、両党から十分述
 べておられますので、ここにその責任論を
 展開しようとするのではありませぬ。
 議會政治の本質に徹して申し上げたい

と思ひます。これは、審議未了となる
 議案が、あるいは審議未了となつた議
 案が、あるいは最後に残つております
 る議題が、重要な案件であるかどうか
 ということの判定は、自民党諸君が下
 すべきものではありませぬ。最後に
 は、あくまでも國民が決定するもので
 あります。同時に、また、その原因が
 与党の法案提出の遅延にあつたか、あ
 るいはまた、野党側に責任が歸せられ
 るべきかといふ議論も、最後には、あ
 るくまでも國民が判断をするものであり
 ませぬ。その価値判断を最後に下すも
 のこそは、國民それ自体であります。
 私が皆さんに特に申し上げたいこと
 は、その判断材料を正確に提供する制
 度が、現行法では百五十日という入れ
 ものを持つたところの常会制度である
 ということでありませぬ。このものさし
 であり、まずであります。常会の会期
 を、延長といふ非常手段によつて歪曲
 いたしまして、國民の判断材料をあい
 まいにしてはならないと私は信するわ
 けであります。

さて、最後に、今や、国会の正常化
 という問題が、院内外の強烈な要請で
 ありますとともに、話題の中心でも
 あるようでありませぬが、私は、身を
 もつて国会の正常化に挺進をいたして
 おります。わが党の立場に立つて付言
 をいたしたいと思ひます。

すなわち、真に國會運営を正常化せ
 んとするならば、各党とも、責めを他

党に転嫁せず、他党の行動のいかんにかかわらず、みずからは非行を絶対に行なわない決意を明らかにすべきものであると考へます。議会議場上の一つの非行は、その原因や動機となつた他党の非行によつてみずからの非行性が阻却されたり、それが正当化されたりするものでないことは、殺人といふ犯罪をとつてみましても、その動機や原因が物取りにあらうと政治的行動であらうと、殺人行為そのもの自体が悪であるといふ考へに徹しなければならぬ、こゝ考へるからであります。(発言する者あり) 社会党は異議があるようでありませんが、自民党の諸君が、党利党略でなしに、憲法と国会法の建前に即して、真に国会の正常化を考へられようとするならば、私は、まずみずからの行動を正すべきことを強く主張するものであります。議会の正常化といふのは、単に乱闘をしないということだけではございませぬ。国会のルールを正しく守り、かつ、審議という議会の任務を正しく遂行することでありまして、会期、特に、常会の会期を大幅に延長することも、先ほど指摘されましたように、提案されたILO議案を一カ月も二カ月もたなざらしにしておることも、乱闘と同様に、正常化の建前からきびしく非難されなければならぬことを、特に自民党議員諸君に強く警告し、猛省を求めまして、反対討論を終わりたいと存じます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

よつて、これより採決に入ります。この採決は記名投票をもつて行ないます。会期を五月二十五日から六月八日まで十五日間延長するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(清瀬一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——開鎖。

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕
投票総数 三百五十三

可とする者(白票) 二百二十七
〔拍手〕

否とする者(青票) 百二十六
〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、会期は十五日間延長するに決しました。(拍手)

会期を五月二十五日から六月八日まで十五日間延長するを可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	安藤 覺君	金子 一平君	高見 三郎君	竹内 俊吉君
相川 勝六君	逢澤 寛君	上林山榮吉君	竹下 登君	竹山祐太郎君
愛知 揆一君	赤澤 正道君	鴫田 宗一君	館林三喜男君	谷垣 專一君
秋山 利恭君	足立 篤郎君	川野 芳満君	千葉 三郎君	津雲 國利君
天野 公義君	綾部健太郎君	菅 太郎君	津島 文治君	塚田十一郎君
荒松清十郎君	有田 喜一君	菅野和太郎君	波海五三郎君	富田 健治君
有馬 英治君	井出一太郎君	木村 守江君	内藤 隆君	中垣 國男君
井村 重雄君	伊藤 郷一君	北澤 直吉君	中島 茂喜君	中野 四郎君
伊藤宗一郎君	伊藤 轡君	久保田四次君	中村 梅吉君	中村 幸八君
飯塚 定輔君	生田 宏一君	倉石 忠雄君	中村三之丞君	中村 寅太郎君
池田 清志君	池田 勇人君	藏内 修治君	中山 マサ君	中村 弘吉君
池田正之輔君	石井光次郎君	小泉 純也君	橋本 渡君	二階堂 進君
石田 博英君	一萬田尚登君	小坂善太郎君	丹羽喬四郎君	西村 英一君
稲葉 修君	今松 治郎君	小平 久雄君	野田 卯一君	野田 武夫君
宇田 國榮君	宇都宮徳馬君	佐々木秀世君	野原 正勝君	羽田武嗣郎君
宇野 宗佑君	上村千一郎君	齋藤 邦吉君	橋本登美三郎君	橋本 龍伍君
植木庚子郎君	白井 莊一君	佐藤虎次郎君	長谷川四郎君	長谷川 峻君
内田 常雄君	内海 安吉君	齋藤 健次郎君	八田 貞義君	服部 安司君
浦野 幸男君	遠藤 三郎君	齋藤 邦吉君	花村 四郎君	濱田 幸雄君
小笠 公昭君	小川 牛次君	志賀健次郎君	濱野 清吾君	早川 崇君
小川 平二君	小沢 辰男君	椎名悦三郎君	林 博君	原 健三郎君
小澤佐重喜君	尾関 義一君	澁谷 直藏君	廣瀬 正雄君	福家 俊一君
大石 武一君	大久保武雄君	正示啓次郎君	福田 起夫君	福水 一臣君
大倉 三郎君	大沢 雄一君	鈴木 正吾君	福田 健司君	藤井 勝志君
大高 康君	大竹 作摩君	鈴木 善幸君	藤枝 泉介君	藤田 義光君
大橋 武夫君	大平 正芳君	瀬戸山三男君	藤原 節夫君	藤山愛一郎君
大森 玉木君	岡崎 英城君	園田 直君	船田 中君	古井 喜實君
岡田 修一君	岡本 茂君	園田 長治郎君	古川 丈吉君	保科善四郎君
加藤 高藏君	加藤常太郎君	田中 角榮君	保利 茂君	坊 秀男君
加藤 藤五郎君	賀屋 興宜君	田中 伊三次君	細田 義安君	細田 吉藏君
		田邊 國男君	堀内 一雄君	本名 武君
		高橋清一郎君	前尾繁三郎君	前田 正男君

前田 義雄君	牧野 寛素君	久保 三郎君	栗原 俊夫君
益谷 秀次君	増田甲子七君	黒田 壽男君	小林 信一君
松浦 東介君	松田 鐵藏君	小林 進君	小林 ちづ君
松永 東君	松野 頼三君	小松 幹君	兒玉 末男君
松村 謙三君	松本 一郎君	五島 虎雄君	河野 密君
松本 俊一君	三池 信君	佐々木更三君	佐藤観次郎君
三浦 一雄君	三木 武夫君	佐野 憲治君	坂本 泰良君
三和 精一君	水田三喜男君	飯上安太郎君	實川 清之君
南 好雄君	毛利 松平君	島上善五郎君	島本 虎三君
森 清君	森下 國雄君	下平 正一君	東海林 稔君
森田重次郎君	森山 欽司君	杉山元治郎君	鈴木茂三郎君
保岡 武久君	柳谷清三郎君	田中 誠治君	田中 謙之進君
山口 好一君	山口六郎次君	田中 武夫君	田邊 誠君
山崎 巖君	山田 彌一君	多賀谷眞稔君	高田 富之君
山手 滿男君	山中 貞則君	高津 正道君	滝井 義高君
山村新治郎君	山本 猛夫君	楯 兼次郎君	辻原 弘市君
米山 恒治君	早稲田柳右三門君	坪野 米男君	戸叶 里子君
渡邊 良夫君		堂森 芳夫君	中澤 茂一君
阿部 五郎君	赤松 勇君	中島 徹君	中嶋 英夫君
淺沼 亨子君	飛鳥田一雄君	中村 高一君	中村 英男君
有馬 輝武君	井伊 誠一君	榑崎弥之助君	二宮 武夫君
井手 以誠君	猪俣 浩三君	西宮 弘君	西村 関一君
石川 次夫君	石橋 政嗣君	西村 力弥君	野口 忠夫君
石村 英雄君	石山 權作君	野原 覺君	芳賀 賢君
板川 正吾君	稲村 隆一君	畑 和君	原 彪君
小川 豊明君	緒方 幸男君	日野 吉夫君	肥田 次郎君
大柴 滋夫君	大原 亨君	平岡忠次郎君	広瀬 秀吉君
大田 一夫君	岡田 利春君	藤原豊次郎君	細迫 兼光君
岡田 春夫君	加藤 勤十君	堀 昌雄君	前田榮之助君
加藤 清二君	勝澤 芳雄君	松井 政吉君	松井 誠君
勝岡田清一君	川村 經義君	松原喜之次君	松前 重義君
河野 正君	北山 愛郎君	三木 喜夫君	武藤 山治君
		村山 喜一君	森島 守人君

森本 靖君 矢尾喜三郎君
 安井 吉典君 安平 鹿一君
 柳田 秀一君 山内 広君
 山口シツエ君 山口丈太郎君
 山田 長司君 山中 吾郎君
 山中日露史君 山本 幸一君
 湯山 勇君 横山 利秋君
 吉村 吉雄君 和田 博雄君
 井堀 繁雄君 伊藤卯四郎君
 稻富 稜人君 内海 清君
 片山 哲君 佐々木良作君
 田中幾三郎君 玉置 一徳君
 西尾 未廣君 西村 榮一君
 門司 亮君 本島百合子君
 川上 貫一君 志賀 義雄君
 谷口善太郎君 古賀 了君

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員会
 の決定により、内閣提出、水資源開発
 促進法案及び水資源開発公団法案の趣
 旨の説明を求めます。 國務大臣迫水久
 常君。

〔國務大臣迫水久常君登壇〕
 ○國務大臣(迫水久常君) ます、水資
 源開発促進法案につきまして、その趣
 旨を御説明申し上げます。

最近における産業の著しい発展、人
 口の増大と都市への集中及び生活水準
 の向上等により、わが国の重要産業地
 帯では各種の用水に対する需要が激増
 してきており、この傾向は今後ますます
 強まるものと考えられるのでありま
 す。

第一点は、内閣総理大臣は、産業の
 発展及び都市人口の増加に伴い、水の
 需要の著しい増大が見られる地域に水
 の供給を確保するため、必要があると
 きは、水資源の総合的な開発及び利用
 の合理化を促進すべき河川の水系を水
 資源開発水系として指定することであ
 ります。この指定については、内閣総
 理大臣は関係行政機関の長に協議し、
 かつ、都道府県知事及び水資源開発審
 議会の意見を聞き、なお、閣議の決定
 を経ることとしたしております。

第二点は、内閣総理大臣は、指定さ
 れた水資源開発水系について水資源開
 発基本計画を作成するものとしたこと
 であります。この基本計画について
 も、関係行政機関の長に協議し、関係
 都道府県知事及び水資源開発審議会の
 意見を聞き、かつ、閣議の決定を経る
 こととしたしております。

第三点は、内閣総理大臣の諮問に
 応じ、水資源開発水系の指定及び水資源
 開発基本計画に関する重要事項を調査
 審議するため、総理府に学識経験者を
 もって組織する水資源開発審議会を置
 くこととあります。

第四点は、水資源開発基本計画と国
 土総合開発基本計画または電源開発基
 本計画との調整の必要が考えられます
 ので、この調整については内閣総理大
 臣が国土総合開発審議会または電源開
 発調整審議会の意見を聞いて行なうも
 のといたしております。

第五点は、基本計画に基づく事業
 は、国、地方公共団体、水資源開発公
 団その他の者が実施することとしたし
 ております。

第六点は、政府は、基本計画を実施
 するために要する経費については、必
 要な資金の確保その他の措置を講ずる
 ことに努めるものとしたこととありま
 す。

昭和三十六年五月二十三日 衆議院會議録第四十四号 会期延長の件 水資源開発促進法案外一案についての迫水國務大臣の趣旨説明

昭和三十六年五月二十三日 衆議院會議録第四十四号 水資源開発促進法案外一案についての迫水國務大臣の趣旨説明 山中日露史君の質疑

水資源開発促進法案外一案の趣旨説明に対する

第七点は、基本計画を実施する者は、その事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるよう努めるものとしたことであります。以上がこの法律案の趣旨であります。

次に、水資源開発公団法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

最近の用水需要の増加は著しいものがあり、特に、大工業地帯におきましては、産業の発展と都市人口の増加に伴い、水に対する需要の著しい増大が見られるのであります。これらの地域に対する用水の供給を確保するためには、総合的な計画のもとに水資源の開発または利用のための事業を総合的に施行するとともに、開発施設の建設の早期完成をはかることが肝要であると思ふのであります。本法案は、水資源開発促進法案による水資源開発基本計画に基づいて、これらの事業を総合的かつ効率的に施行する事業主体として、独立の法人格を有する特別法人水資源開発公団を設立せんとするものであります。

以下、本法案の要旨を御説明いたします。

第一に、公団の目的であります。公団は、水資源開発促進法の規定による水資源開発基本計画に基づく水資源の開発または利用のための事業を実施すること等により経済の成長及び国民

生活の向上に寄与することを、その目的といたしております。

第二に、公団の役員として総裁、副総裁、理事及び監事を置くこととし、その任期はそれぞれ四年といたしております。

第三に、公団の業務であります。水資源開発基本計画に基づきまして、ダム、水路その他の水資源の開発利用のための施設の建設、管理を行なうことが公団の中心的業務であります。公団が水資源開発施設の建設を行なうにあたりましては、事業実施計画を定め、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬこととしております。なお、この事業実施計画の基本となるべき事項につきましては、各主務大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聞いた上、これを事業実施方針として定め、公団に指示することといたしております。

第四に、公団が行なう建設工事のうち、洪水防衛等の、いわゆる治水目的を有する特定施設の工事については、公団は河川法にいう河川に関する工事を行なうことができることとして、河川法

第七条の原則に対する特例を設けております。特定施設の建設が完了したときは、建設費用の負担者等の同意を得て、建設大臣がこれを河川の付属物に認定することができるようにする

とともに、この場合、公団は、政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政の権限の一部を行なうことができることとして行なうのであります。

第五に、公団の施設の建設に必要な費用については、治水関係分につきましては、国と都道府県が負担し、これを公団に交付することになつております。それ以外につきましては、水資源開発施設を利用して流水を水道もしくは工業用水道の用に供する者、またはこの流水を灌漑の用に供する農業者の組織する土地改良区が特定された場合には、これらの者が負担することとしております。なお、このいわゆる利水関係分の建設に必要な費用につきましては、公団は、政府または都道府県から補助金の交付または負担金の納付を受け、また、必要な資金の借り入れ等を行なうことができることとなつております。

第六に、公団の財務及び会計であります。公団の予算、資金計画、財務諸表、借入金、水資源開発債券等につきましては、内閣総理大臣の認可または承認を受けることを要するものとしております。

第七に、公団の監督は主務大臣が行なうこととし、公団の業務に關し監督上必要な命令を發し、公団の事務所に對し立ち入り検査を行ない得るようにするほか、内閣総理大臣は主務

大臣の監督につき所要の調整を行なうことといたしております。

最後に、附則におきまして、本法案の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

水資源開発促進法案(内閣提出)及び水資源開発公団法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(清瀬一郎君) たいだいまの趣旨の説明に對しまして質疑の通告がありますから、これを許します。山中日露史君。

〔山中日露史君登壇〕

○山中日露史君 私、日本社会党を代表いたしました。たいだいま趣旨説明のありました水資源開発促進法案及び水資源開発公団法案について、總理大臣並びに關係閣僚に對し、以下、數点にわたつて質問をいたさんとするものであります。(拍手)

水資源開発促進法は、最近におけるわが國の産業の發展及び都市人口の増加に伴い水の需要の著しい地域に對する用水の供給を確保するとともに、特定の河川の水系における水資源の総合的な開發及び利用の合理化の促進をはかり、もつて國民經濟の成長と國民生活の向上に寄与することを目的としたものであり、また、水資源開發公団法

は、水資源開發基本計画に基づく水資源の開發または利用のための事業を実施することにより國民經濟の成長と國民生活の向上を目的としたものである点において、私は、その立法の趣旨そのものについては、あえて反対をするものではないのであります。しかしながら、かかる重要な法案の提出の時期並びに本法案立案の経緯においてきわめて遺憾の点のあることを指摘せざるを得ないのであります。(拍手)

まず、第一に、水資源開發の問題は、昭和三十六年度予算編成のときより池田内閣の重要な課題として論議されてきたのであります。この間、各省間の所管争いの調整に時日を要したといえ、かかる重要な法案を会期末に至つて突如として提出するがごとき態度は、国会輕視もなほはだしいものといわなければならぬのであります。(拍手)政府は会期の延長を企圖したのであります。が、会期の延長については、先ほどの会期延長の反對討論にもありますように、軽々にこれをなすべきではなく、十分な審議を尽くしつても、法案の重大性と緊急性にかんがみ、慎重にも慎重を期し、万やむを得ざる場合においてのみ許さるべきものであつて、政府の怠慢や内部事情により法案の提出が遅延し、この提出が遅延したことを会期延長によつて補わんとするがごとき態度は、国会の權威の上からも、また、国会正常化

の上からも、断じて許すべからざるものと思ふのでありますが、会期まぎわに至り、かかる重要な法案を提出したことに對して、政府はいかなる反省と責任を感じておるかを、まず、総理大臣より承りたいと思ふのであります。

第二に指摘せねばならない点は、本法案提出の遅延の原因となつた各省間の所管争ひの醜い姿であります。そもそも、水資源開発公団の設置問題は、建設省と、通産省、農林省、厚生省の利水三省が対立をして調整がつかぬかつた点に紛争の原因があつたのであります。水行政の一元化は、つとに叫ばれておつた正しい方向であり、予算編成のときの本立てであつたところの方針が、その後、利水と治水の二本立てとなり、法案提出の期限に追われ、さらに、三転して、池田総理の政治的裁断によつて一本立てに逆戻りをしたといふこの経緯は、全く官庁のなわ張り争ひといふ官僚政治の最も醜い姿を暴露したものでありまして、諸外国にもその例を見ないところでありま

す。このことは、まさに、民主政治の未熟と池田総理の指導性の欠如とを露呈したものでなければならぬと思ふのであります。しかも、その結果としてでき上がった公団法案が、主務大臣が総理大臣、建設大臣、通産大臣、農林大臣、厚生大臣といふ、頭が五つで、からだが一つ、といふ奇形児を生

むに至り、重要な諸点はことごとく政令にゆだねられ、この政令をめぐつて再び所管争ひの種をまく道を残したことは、公団運営上、まことに遺憾のきわみであります。池田総理は、この調整をいかに考えられるか、また、かかる官僚政治の弊風をどのように考えられるか、池田総理の明快なる答弁を求むる次第であります。(拍手)

次に、本法案の内容について、詳細は委員会の質疑に譲るといたしまして、重要な諸点についてお伺いいたしたいと思います。

私は、まず、水資源開発促進法において、既開発地域と未開発地域のいすれに重点を置くのか、政府の基本的な方針を承りたいと思ふのであります。あわせて、どういふ水系を指定しようとしておるか、その予定を承りたいと思ふのであります。

狭いのが国土の中におきまして、広範囲に展開された水田が、限られた灌漑期間ではありますけれども、大量の用水を使用する上に、局部的に工業や人口の集中が著しく、急激な水需要の増大が見られ、これらの地域においては極度に水需給関係の逼迫を生じておるのであります。また、これらの水使用量の増大に伴つて、都市下水、各種産業廃水の放流による公共水域の汚濁、沖積地帯の地下水の過度の揚水に伴う地盤沈下、地下水位の異常なる低

下等、資源保全上重大な問題が引き起こされておるのであります。

私は、これらの問題を解決するため、まず、第一に、水の供給力の増大をはかることは当然でありますけれども、これがためには、ダム建設、自然湖沼の調節能力の増大等により必要な水量を確保することが最も必要であると思ふのであります。さらに、これと並行いたしまして、限られた開発地点を最も有効に活用するために、従来のように、開発地点ごとに特定の利水計画を結びつけた近視眼的な方法ではなく、広域的、総合的な計画でなければならぬと思ふのであります。特に、既成工業地帯では、供給地域付近の水資源はほとんど開発し尽くされ、今後開発する地点は供給地域から遠く離れたところであり、まするか、おのずから広域的、総合的なものとなる。さらに、これによつて生み出された水を需要に即応して必要な地域に導水する、その水路を並行して建設しなければならぬと思ふのであります。しかし、この水路は、必要な地域に、必要な時期に、必要な水を平に供給し得るものでなければなりません。それと同時に、経済的な面より考へても、特定の利用者の専用施設ではなく、多目的な幹線水路として、潜在需要を見越したものでなければならぬと思ふのであります。この点に關して、政府はどのような基本方針を立て

ておるかという点をお伺いいたしたいのであります。

次に、重要な点は、開発公団の事業費負担の問題と、水価額の問題であります。

従来の開発方式は、経済的に成り立たなければならぬということにこだわり過ぎて、将来の需要に対する危険をおもんばかり、事業計画が絶対確実な範囲として、ややもすれば過小になる傾向があつたのであります。しかし、今後は、技術的に可能な限り最大の規模にすることが、潜在需要を考慮する場合強く要請されるわけでありまして、昨今の予想以上の水需要の増大にかんがみ、当然のことといわなければなりません。このように、大規模化し、広域化する水資源開発計画は、多額の先行投資を必要とするものであります。水の利用者が負担すべき資金は、これを一元的に調達し、また、経済基盤の強化、国民生活の安定と向上の見地から、その供給価格はできる限り低廉、妥当なものでなければならぬと思ふのであります。一般に、水利用の分野によつてそれぞれ経済的に耐える水価額の限界があります。たとへば、農業は、工業用水あるいは上水道用水のごとき高い価格では経営が成立しないであらうし、工業におきましては、業種あるいは目的によつてそれぞれ耐え得られる限界があります。従つて、水資源公団の事業実施に際し

ては、水価額の低廉、妥当を維持するために、国の出資あるいは政府の低利資金の投入が考慮されなければならぬと考へるのであります。本開発公団法には、河川法に基づく水関係を除いてはその規定がないのであります。政府は、これらの点に關し、どのように考へておられるのか。

さらに、また、水資源開発公団法の附則によりますると、水資源開発公団は、本法律公布の日より起算して六カ月以内に政令で定める日より施行する、と規定されており、少なくとも、本年度中には公団の発足を見ることがなるにかかわらず、その予算措置は、当初予算においてははあつたらん、今回の補正予算にも何ら計上されておらないのであります。本予算案にも盛り込まれず、予算措置を講ぜず、法律だけを出すといふ政府の真意はいかなる点にあるかを、あわせてお伺いいたしたいと思ふのであります。

次にお尋ねいたしたいのは、愛知用水公団との関係であります。

本公団は、全国一円を事業区域として、水系別、複数制の公団の設置を認めないと思ふのであります。愛知用水公団は、本公団成立の上は吸収するといふことを再三言明しておつたにもかかわらず、本法には何ら触れておらないのであります。この点についての政府

の趣旨説明に對する山中日露史君の質疑

昭和三十六年五月二十三日 衆議院會議録第四十四号 水資源開発促進法案外一案の趣旨説明に對する山中日露史君の質疑

の方針を承りたいと思つております。

なお、これに関連して、世界銀行よりの債務の引き継ぎは円満に行なわれ見通しがあるのかどうか、あわせて承つておきたいと思つております。

次に、水利利用者の建設費負担の方式の問題であります。
建設費の負担は、アロケート方式によりそれぞれの需要者が負担するのでありますが、さきに申し述べましたように、今後の開発は潜在需要者を見越した大規模なものでなければならぬのであります。この潜在需要者分の負担については、どのようにお考えになっておられるのか。また、アロケート方式によりますと、開発地点ごとに条件が異なり、ある地点では建設費が割高になり、需要者の負担増加となって、事業遂行上支障を来すおそれがあるものであります。従つて、建設費は公団の一括負担として、公団を水の卸売機関とする全国一律の料金制とした方が、開発も促進でき、また、建設資金の一元化という面からもいいのではなからぬかと思つておりますが、あえてアロケート方式を採用した理由を承りたいと思つております。

造してこれに行なはしむる傾向なきにしもあらずであります。公団方式なるものは、理論的には、官庁が直接事業を行なう場合の非能率の欠陥を補う利点と、他面、事業の公共性にかんがみ、民間事業の利潤追求の弊害を除去する利点をあわせ有するのであります。わが国の公団は、それぞれ監督官庁の厳格なる監督のもとに置かれておられます関係上、公団の自主性がなく、人事はほとんど天下り的であり、従つて、公団は、高級官僚のうば捨て山であるとの批判を受けておるのであります。(拍手)ことに、水資源開発公団は全国一本であり、将来、その事業量も、予算も、権限も大きく発展する可能性を持つております。また、利権とのつながりが最も多く出てくる危険性もあるものであります。本法案には、役員欠格事項は規定されておりますが、役員採用資格には規定がなく、自由であります。公団の人事は、最も慎重に、公正でなければならぬことは、言を待たないところであります。政府は、公団の人事についてはどのような構想も持つて臨まんとしているのかを承りたいと思つております。

最後に、私は、本法案の制定に関連いたしまして、政府の国土開発に対する熱意と、今日までの国土総合開発計画の具体的な立案の状況を承りたいと思つております。

最近における政府の政策、法律案の国会提出の状況を見ますのに、経済の進展、社会情勢の変動が常に先行して、政策や法律案が後手々々となつておることは、まことに遺憾であります。そのために、事に当たつては周章ろろばいし、応急措置によつて糊塗せんとするきらいなしとしないのは、はなはだ遺憾に思うところであります。このことは、都市改造法案、防災街区法案、公共用地取得に関する法律案等において顕著に現われております。このような、計画性のない、どろなわ式対策が、勢い、官庁のなわ張り争いの混乱を誘発する原因となつておるのであります。このたびの水資源開発法案に限らず、広域都市建設の問題にいたしましても、建設省、通産省、厚生省、自治省、企画庁がそれぞれの法案を用意して、いまだにその間の調整がつかず、国会提出の運びになつておらないという事実は、雄弁にこれを物語つておるのであります。かかる情勢を見ますときに、私は、今日ほど、わが党が常に主張し続けてきている、国土総合開発実現のための一元的行政官庁として国土建設省設置の必要を痛感せしめられる時期はないと思つております。政府は、この際、思い切つて国土建設省設置に踏み切るべきものであると思つておりますが、池田総理の決意と勇断をお伺いいたしますと同時に、強くこれを要望いたしました。私

の質問を終わることいたします。(拍手)
〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。
水の問題は、御承知の通り、治水事業、灌漑あるいは上水道、工業用水等、多方面にわたりました。これが所管官庁は各省にまたがつておるのであります。しかも、数十年の長きにわたつて、各省はおのおのその分野においてこの仕事をしておるのであります。これを一朝一夕に一木化するといふことはなかなか困難な問題でございますが、内閣におきましては、水の緊急開発の必要性にかんがみまして、この大目的のために、ここに一本化ができたのでございます。時間はかかりましたが、私は、一本化ができたということ非常に喜んでおる次第でございます。しこうして、これが施行にあたりましては政令に議つた点も多々ございまして、内閣におきまして政令を決定し、この水利用に關しましての行政の円滑と効率化をはかつていく所存でございます。

六年度におきましては予算措置をとらなかつたのでございます。
なお、公団の人事につきましては、お話し通り、慎重に考慮して決定することといたしたいと思います。

また、国土総合開発に對しまして、国土建設省を設けては、という議論がございしますが、なかなか、一朝一夕に、理屈通りには参らぬのでございまして、私は、所得増進計画と兼ね合わせまして、総合的国土開発計画につきまして、国土建設省という名にとらわれず、実質的に効果ある措置を講じていきたいと思つておるのであります。

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) この水資源開発促進法によりまして基本計画を立てるべき水系は、たとえば、利根川の水系あるいは淀川の水系、筑後川の水系等のような、当面非常に水が不足しておるような地帯から着手せられる予定になつております。
また、御質問の中で、水の料金というものは高くなつてはいけないというお話がございましたが、これは当然なこととございまして、水の料金は、現在の基準の限度にこれを保つていく方針でございます。

なお、費用の負担につきましては、アロケート方式の方式を採用いたしております。従来の場合におきましては、負担者がすつかりきりまして、

割当がきまりましたから工事に着手をいたしたのでありますが、そういふことでは工事がおくれるといけないといふので、今度は、必ずしも全部の負担者がきまらなくても工事に着手し得るような道を開きまして、そういうふうなもの、後に負担者がきまらましてからアロケーションの方式をとりたい、こう考えております。

なお、出資でございますが、お話しのとおり、今回のには公団の出資の規定はございませんし、予算の措置もいたしておりますけれども、これは、今後、まず、水資源開発促進法による水資源開発審議会が設置されまして、この審議会において基本計画がきめられまして、その基本計画によりまして公団の事業内容がきまってくるわけでございますが、その際においては、その段階に至りまして、公団の業務遂行上、政府が出資をする必要があると考えられます場合には、法律を改正し、及び予算上の措置をとって出資の規定を設けることもある、こう考えておる次第でございます。

なお、愛知用水公団は本公団に吸収せられる予定でございますが、世界銀行の借入等の関係もございまして、慎重に処置いたしたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣周東英雄君登壇〕

○国務大臣(周東英雄君) 愛知用水公団と水資源公団との関係についてお尋

ねでありまして、ただいま企画庁長官からお答えがありましたことと大体尽きております。ただ、愛知用水公団の事業は一応近く完了いたします。しかし、ただいま国会で御審議を願っております。愛知用水公団法の一部改正法律案が成立いたしますと、豊川用水事業に直ちに取組むことになるわけです。豊川用水事業というものは、すでに工事を開始いたしておりますので、これに直ちに取組むことはできるわけでありまして、一方、ただいま説明されました水資源開発公団の問題であります。これが発足いたしますにつきますと、ただいま企画庁長官からお話がありましたように、これは、あくまでも水資源開発促進法に基づいて、水の利用に關し、開発事業に關する基本計画が立てられなければなりませんし、それから予算の問題もありませんので、それができ上がるまで愛知用水公団による豊川用水工事の着手を待つておるわけには参りませんので、一応仕事としては着手いたします。しこうして、愛知用水公団に關しましては、その合併時期というものは、ただいまお話のありましたように、世界銀行の借入に対する肩がわりに關する了解もとらなければなりませんし、また、予算措置等もありませんので、それらが完了し、かつ、合併に關する諸準備の完了の暁、適当な際において、これに合併する予定でございます。

て、これに合併する予定でございます。(拍手)
○議長(清瀬一郎君) 質疑はこれにて終了いたしました。

日程第一 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 社会福祉施設職員退職手当共済法案(内閣提出、参議院送付)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一ないし第三とともに、内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を追加して四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第一、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案、日程第二、日雇労働者健康保険法の一部を改

正する法律案、日程第三、社会福祉施設職員退職手当共済法案、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

昭和三十六年二月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「金額」の下に「(其ノ額六千円ニ滿タザルトキハ六千円)」を加える。

第五十条ノ二を次のように改める。

第五十条ノ二 被保険者分統シタルトキハ育見手当金トシテ二千円ヲ支給ス但シ分統後引続キ其ノ出生兒ヲ育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九条ノ四第一項中「千円」を「二千円」に改め、同条第二項中「其ノ出生兒ヲ哺育シタルトキ」を削り、「哺育手当金ヲ支給ス」を

「育見手当金トシテ二千円ヲ支給ス」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第三項を削る。

但シ分統後引続キ其ノ出生兒ヲ育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十六条第一項中「哺育手当金」を「育見手当金」に改め、同条第二項中「出産手当金、哺育手当金」を「及出産手当金」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「金額」の下に「(其ノ額六千円ニ滿タザルトキハ六千円)」を加える。

第三十二条ノ二を次のように改める。

第三十二条ノ二 被保険者又ハ被保険者タリシ者分統シタルトキハ育見手当金トシテ二千円ヲ支給ス但シ分統後引続キ其ノ出生兒ヲ育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二条ノ四中「期間ニ係ル出産手当金若ハ育見手当金」を「期間ニ係ル出産手当金」に改める。

第三十三条第一項中「千円」を「二千円」に改め、同条第二項中「其ノ出生兒ヲ育テタルトキ」を削り、「育見手当金ヲ支給ス」を「育見手当金トシテ二千円ヲ支給ス」に改

め、同項に次のただし書を加え、同条第三項及び第四項を削る。

但シ分娩後引続キ其ノ出生児ヲ育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に分娩した被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法又は船員保険法の規定による分娩費若しくは配偶者分娩費又は哺育手当金若しくは育児手当金の支給については、なお従前の例による。

理由

健康保険及び船員保険の被保険者等の分娩に関する給付の内容を改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年二月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「及び交付」を、「交付及び返納」に改め、同項を同条

第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 被保険者手帳の交付を受けた者は、その被保険者手帳に健康保険

印紙をちよ付すべき余白の残存する期間内において第六条の規定

によつて被保険者となる見込みのないことが明らかになつたとき、

又は前条の規定による承認を受け

たときは、被保険者に被保険者手帳を返納しなければならぬ。

第九条に次の一号を加える。

九 特別療養費の支給

第十四条中開始の日の下に「(当該疾病又は負傷につき特別療養費の

支給が行なわれたときは、特別療養費の支給の開始の日)」を加え、「二年」を「二年」に改める。

第十六条の二第二項を次のように改める。

2 傷病手当金の級別は、次の各号に定めるとおりとし、その額は、

一日につき、第一級にあつては三百三十円、第二級にあつては二百四十円、第三級にあつては百七十

円とする。ただし、当該被保険者に被扶養者がなく、かつ、その者が病院又は診療所に収容されている場合には、一日につき、第一級にあつては二百二十円、第二級に

あつては百六十円、第三級にあつては百十円とする。

一 当該被保険者について、その者がはじめてその療養の給付を受けた日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上、又は当該月の前六箇月間に通算して

七十八日分以上第一級の保険料が納付されている場合 第一級

二 当該被保険者について、前号に規定する二箇月間に通算して

二十八日分以上、又は同号に規定する六箇月間に通算して七

十八日分以上第一級又は第二級の保険料が納付されている場合

合(前号に該当する場合を除く。) 第二級

三 第一号に規定する二箇月間に当該被保険者について納付された第一級又は第二級の保険料が通算して二十八日分未満である

場合であつて、その納付された第一級及び第二級の保険料の合計額に、保険料の納付日数が二十八日に達するまで同期間に納付された第三級の保険料の納付額を加算した額を二十八日分除して得た額が二十円以上である

とき。 第二級

四 第一号に規定する六箇月間に当該被保険者について納付された第一級又は第二級の保険料が通算して七十八日分未満である

場合であつて、その納付された

第一級及び第二級の保険料の合計額に、保険料の納付日数が七十八日に達するまで同期間に納付された第三級の保険料の納付額を加算した額を七十八日分除して得た額が二十円以上であると

き。 第二級

五 前四号以外の場合 第三級

第十六条の二第三項中「十四日」を「二十一日」に改める。

第十六条の四第一項中「二千円」を「四千元」に改める。

第十六条の五第二項を次のように改める。

2 出産手当金の級別は、次の各号に定めるとおりとし、その額は、

一日につき、第一級にあつては三百三十円、第二級にあつては二百四十円、第三級にあつては百七十

円とする。ただし、当該被保険者に被扶養者がなく、かつ、その者が病院又は診療所に収容されている場合には、一日につき、第一級にあつては二百二十円、第二級にあつては百六十円、第三級にあつては百十円とする。

一 当該被保険者について、当該分べんの日の属する月の前四箇月間に通算して二十八日分以上

第一級の保険料が納付されている

場合 第一級

二 当該被保険者について、前号に規定する四箇月間に通算して二十八日分以上第一級又は第二級の保険料が納付されている場合(前号に該当する場合を除く。) 第二級

三 第一号に規定する四箇月間に当該被保険者について納付された第一級又は第二級の保険料が通算して二十八日分未満である

場合であつて、その納付された第一級及び第二級の保険料の合計額に、保険料の納付日数が二十八日に達するまで同期間に納付された第三級の保険料の納付額を加算した額を二十八日分除して得た額が二十円以上であると

き。 第二級

四 前三号以外の場合 第三級

第十七条の三第一項中「千円」を「二千円」に改める。

第十七条の四中「又は家族療養費」を「家族療養費」に改め、「配偶者分べん費」の下に「又は特別療養費」を加え、同条を第十七条の七とし、第十七条の三の次に次の三条を加える。

(特別療養費)

第十七条の四 次の各号の一に該当する被保険者でその該当するに至つた日の属する月の初日から起算して三箇月(月の初日に該当するに至つた者については、二箇月)

を經過しないもの又はその被扶養者が、日雇労働者健康保険特別療養費受給票(以下「特別療養費受給票」といふ。)を第十条第五項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付又は家族療養費の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 はじめて被保険者手帳の交付を受けた者
 二 一箇月間若しくは継続する二箇月間に通過して二十八日分以上又は継続する三箇月ないし六箇月間に通過して七十八日分以上の保険料が納付されるに至つた月において被保険者手帳に健康保険印紙をちよう付すべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第八条第三項の規定により被保険者手帳を返納した後、はじめて被保険者手帳の交付を受けた者

三 前に交付を受けた被保険者手帳(前に二回以上にわたり被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた被保険者手帳)に健

康保険印紙をちよう付すべき余白がなくなつた日又は第八条第三項の規定によりその被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を經過した後に被保険者手帳の交付を受けた者
 2 特別療養費受給票は、被保険者の申請により、保険者が交付する。
 3 特別療養費受給票の様式及び交付その他特別療養費受給票に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第十七条の五 特別療養費の支給は、被保険者が第七条の規定による承認を受けたときは、その承認により被保険者とならないこととなつた日以後、被保険者が第八条第三項の規定により被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行なわれない。
 2 特別療養費の支給は、第十四条(第十七条第五項において準用する場合を含む。)に規定する期間が經過した疾病又は負傷については、行なわれない。

第十條第一項及び第二項、第十一條、第十三條第二項及び第三項、第十三條の二、第十三條の三第一項、第十五條、第十六條並びに第十七條第二項から第四項までの規定は、特別療養費の支給に準用する。この場合におい

て、第十五條第二項中「第十條第四項に規定する確認」及び「確認」とあるのは「特別療養費受給票の交付」と、第十六條第一項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額」とあるのは「療養に要する費用の百分の五十に相当する額」と、同條第二項ただし書中「現に療養に要した費用の額」とあるのは「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する額」と読み替へるものとする。

第十八條第五項中「家族療養費」を「家族療養費若しくは特別療養費」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。
 4 特別療養費の支給は、同一の疾病又は負傷につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、又は市町村職員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による療養の給付又は家族療養費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行なわれない。

第二十八條第二項中「及び出産手当金」を、出産手当金及び特別療養費に、「十分の三」を「百分の三十五」に改める。
 第三十條第一項中「二百八十円以上」の場合第一級を「四百八十円以上」の場合第一級に改める。

上の場合は第一級、二百八十円以上四百八十円未満の場合は第二級に、「第二級とし」を「第三級とし」に、「二十二円、第二級にあつては」を「三十円、第二級にあつては二十円、第三級にあつては」に改め、同條第二項中「十一円、第二級にあつては八円」を「十五円、第二級にあつては十円、第三級にあつては八円」に、「十一円、第二級にあつては十円」を「十五円、第二級及び第三級にあつては十円」に改める。

附則
 (施行期日)
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四條、第十六條の二第二項及び第三項並びに第十六條の五第二項の改正規定、第二十八條第二項の改正規定中国庫の負担率に関する部分、第三十條の改正規定並びに附則第二項から附則第四項まで、附則第七項及び附則第八項の規定は、昭和三十六年七月一日から施行する。
 2 被保険者若しくは被扶養者であつた者又は被扶養者の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して第十四條の改正規定の施行前に一年を經過したものに關する療養の

給付及び家族療養費の支給については、同條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
 3 改正後の第十六條の二第二項及び第十六條の五第二項の規定の適用については、改正前の第三十條第一項の規定による第一級又は第二級の保険料は、それぞれ改正後の同條同項の規定による第二級又は第三級の保険料とみなす。
 4 第十六條の二第三項の改正規定の施行前に支給が開始された傷病手当金については、同條同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第十六條の四第一項及び第十七條の三第一項の改正規定の施行前に分脱した被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る分べん費又は配偶者分べん費については、これらの改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
 6 改正後の第十七條の四第一項の規定は、同條の規定の施行前に同條同項各号の一に該当するに至つた被保険者でその該当するに至つた日の属する月の初日から起算して同條の規定の施行の際まだ三箇月(月の初日に該当するに至つた者については、二箇月)を經過していないもの及びその被扶養者についても、適用する。

第六九

昭和三十六年五月二十三日 衆議院會議録第四十四号 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案外三案

昭和三十六年五月二十三日 衆議院會議録第四十四号 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案外三案

(国庫の負担に關する経過措置)

7 昭和三十六年七月一日前に行なわれた療養の給付、同日前に行なわれた療養に係る家族療養費の支給、同日前に支給が開始された傷病手当金の支給及び同日前の分岐に係る出産手当金の支給に要する費用に關するの国庫の負担については、第二十八條第二項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律の一部改正)

8 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四百九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

(健康保険法の一部改正)

9 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の四第二項中「及被扶養者」を「並ニ被保険者及被扶養者に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

10 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第五号中「交付を受けて一年を経過しない者」を「交付を受け、その手帳に日雇労働者健康保険印紙をはりつけるべき余白がな

くなるに至るまでの間にある者」に改め、「被保険者とならない期間内にある者及び」の下に「同法第八條第三項の規定により当該日雇労働者健康保険被保険者手帳を返納した者並びに」を加える。

第五十五條に次の一項を加える。
3 第一項の規定による療養の給付は、当該疾病又は負傷につき、日雇労働者健康保険法の規定による特別療養費の支給を受けることができる間は、行なわれない。

理由

日雇労働者健康保険の給付内容の改善を図るため、特別療養費の制度を設けるほか、療養の給付期間の延長、傷病手当金及び出産手当金の増額等を行なうとともに、保険給付費に對する国庫負担率の引上げ及び保険料の額の合理化の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会福祉施設職員退職手当共済法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十六年四月二十八日

衆議院議長 松野 鶴平

衆議院議長清瀬 一郎殿

社会福祉施設職員退職手当共済法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 退職手当共済契約(第三条)

第三章 退職手当金(第七条)

第四章 掛金(第十五条)

第五章 国及び都道府県の補助(第十八条・第十九条)

第六章 雑則(第二十条)

附則 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会福祉施設を經營する社会福祉法人その他の者の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十一条第二項の規定による認可を受けた養老施設、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設
- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五条第三項の規定による認可を受けた乳児院、母子寮、保育所、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、身体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び教護院
- 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項の規定による指定を受けた肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設及び身体障害者収容授産施設
- 四 精神薄弱者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)第十六条第四項に規定する精神薄弱者援護施設
- 五 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの

- 2 この法律において「經營者」とは、社会福祉施設を經營する社会福祉法人その他の者で、国及び地方公共団体以外のものをいう。
- 3 この法律において「職員」とは、經營者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設の業務に

- 4 この法律において「退職手当共済契約」とは、經營者が、この法律の定めるところにより社会福祉事業振興会(以下「振興会」という。)に掛金を納付することを約し、振興会が、その經營者の使用する職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。
- 5 この法律において「共済契約者」とは、退職手当共済契約の当事者である經營者をいう。
- 6 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される職員をいう。
- 7 社会福祉施設の經營者に変更が生じた場合において、変更前の經營者がある変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の經營者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の經營者に使用されていた職員で引き続き変更後の經營者に使用されるに至つたものは、変更前の經營者に使用される職員となつた時から引き続き変更後の經營者に係る被共済職員であつたものとみなす。

第二章 退職手当共済契約

(契約の締結)

第三条 振興会は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 契約の申込者が第六条第二項

第二号又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除され、その解除の日から起算して六箇月を経過しない者であるとき。

二 契約の申込者が共済契約者であつたことがある者である場合において、その者につき、納付期限をこえてまだ納付されていない掛金(割増金を含む)があるとき。

三 契約の申込者に使用されている職員につき、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の規定による退職金共済契約が締結されているとき。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生省令で定める正当な理由があるとき。

(契約の成立)

第四条 退職手当共済契約は、振興会が契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2 退職手当共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、

その旨を被共済職員に通知しなければならぬ。

(被共済職員等の受益)

第五条 被共済職員及びその遺族は、当然退職手当共済契約の利益を受ける。

(契約の解除)

第六条 振興会又は共済契約者は、次項から第四項までに規定する場合を除いては、退職手当共済契約を解除することができない。

2 振興会は、次の各号に掲げる場合には、当該退職手当共済契約を解除しなければならない。

一 共済契約者が、経営者でなくなつたとき。

二 共済契約者が、納付期限後二箇月以内に掛金を納付しなかつたとき。

三 共済契約者が、当該退職手当共済契約に係る被共済職員につき、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約を締結したとき。

3 振興会は、共済契約者が第二十八

八条第一号若しくは第二号の違反行為をしたとき、又は共済契約者(共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む)若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、当該共済契約者の業務に關して、同条第三号の違反行為を

したときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

4 共済契約者は、すべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

5 退職手当共済契約の解除は、將來に向つてのみ効力を生ずる。

6 振興会は、第二項又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除したときは、当該契約に係る被共済職員にその旨を通知しなければならない。

第三章 退職手当金

(退職手当金の支給)

第七条 振興会は、被共済職員が退職(被共済職員が前条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定による退職手当共済契約の解除以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ)したときは、その者(退職が死亡によるものであるときは、その遺族)に対し、退職手当金を支給する。ただし、被共済職員となつた日から起算して一年に満たないで退職したときは、この限りでない。

第八条 退職した者の被共済職員期間が十年をこえない場合における退職手当金の額は、政令で定める八千円を下らない額にその者の

被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、被共済職員期間が五年をこえない者にあつては百分の六十を、被共済職員期間が五年をこえない者にあつては百分の七十五を乗じて得た額とする。

2 退職した者の被共済職員期間が十年をこえず、かつ、その退職が自己の都合によらないものである場合における退職手当金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額とする。

3 退職した者の被共済職員期間が十年をこえる場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 十年までの期間については、一年につき百分の百
二 十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百十
三 二十年をこえる期間については、一年につき百分の百二十

第九条 退職した者の被共済職員期間が二十五年以上である場合(次項の規定に該当する場合を除く)における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項

の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 十年までの期間については、一年につき百分の百二十五
二 十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百三十七・五
三 二十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百五十

四 三十年をこえる期間については、一年につき百分の百三十七・五
七・五

2 退職した者が業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の廃疾の状態になつたことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 十年までの期間については、一年につき百分の百五十
二 十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百八十

四 三十年をこえる期間については、一年につき百分の百六十五 (遺族の範囲及び順位)

第十条 第七条の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(届出をしていないが、被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- 二 子、父母、孫、祖父又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父又は兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 退職手当金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に規定する順序による。この場合において、父母については養父母、実父母の順序により、祖父父母については養父母の養父母、養父

母の実父母、実父母の養父母、実父母の養父母の順序による。

3 前項の規定により退職手当金の支給を受けるべき同順位の子は、二人以上あるときは、退職手当金は、その人数によつて等分して支給する。

(被共済職員期間の計算)

第十一条 被共済職員期間を計算する場合に、月によるものとし、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までをこれに算入する。

2 前項の場合において、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうち、その者が当該社会福祉施設の業務に従事した日数が十日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。

3 被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために当該社会福祉施設の業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前六週間及び出産後六週間において当該業務に従事しなかつた期間は、前項の規定の適用については、当該被共済職員は、当該業務に従事したものとみなす。

4 被共済職員が被共済職員でなくなつた日の属する月にさらに被共済職員となつた場合において、その月がその被共済職員でなくなつたことによつて支給される退職手当金の計算の基礎となつてい

き、その月は、第一項の規定にかかわらず、その被共済職員となつた後の期間に係る被共済職員期間に算入しない。

5 引き続き一年以上被共済職員であつた者が、第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて退職手当共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつた場合において、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、第一項の規定の適用については、その者は、その間引き続き被共済職員であつたものとみなし、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月をこえ、同日から起算して五年以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、前後の各期間につき前四項の規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

6 被共済職員期間(前項の規定により二以上の被共済職員期間を合算すべき場合には、合算後の被共済職員期間)に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

算すべき場合には、合算後の被共済職員期間)に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

(支払の差止め)

第十二条 振興会は、退職した被共済職員をその退職時まで使用していた共済契約者が、当該退職の日の属する事業年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)の掛金を納付するまでは、当該退職に係る退職手当金の支払を差し止めることができる。

(支給の制限)

第十三条 振興会は、被共済職員が自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職したときは、退職手当金を支給しない。

2 振興会は、被共済職員を故意に死亡させた者には、退職手当金を支給しない。被共済職員の死亡前に、その者の死亡によつて退職手当金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

(譲渡等の禁止)

第十四条 退職手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さへる場合は、この限りでない。

第四章 掛金

(掛金の納付)

第十五条 共済契約者は、毎事業年度、振興会に掛金を納付しなければならない。

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、政令で定める。

(納付期限)

第十六条 毎事業年度に納付すべき掛金の納付期限は、当該事業年度の五月三十一日とする。ただし、新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日又はその承諾の日が属する事業年度分の掛金にあつては、振興会が当該契約の申込みを承諾した日から起算して二箇月を経過する日とする。

2 振興会は、災害その他やむを得ない理由により掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その納付義務者に対し、割増金を請求することができる。

(割増金)

第十七条 振興会は、掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その納付義務者に対し、割増金を請求することができる。

2 割増金の額は、掛金の額百円につき一日六銭の割合で納付期限の

翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえることができない。

第五章 国及び都道府県の補助

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

- 一 退職手当金の支給に要する費用の三分の一以内
- 二 振興会の事務に要する費用

(都道府県の補助)

第十九条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、振興会に対し、退職手当金の支給に要する費用の一部を補助することができる。

第六章 雑則

(時効)

第二十条 退職手当金の支給を受ける権利及び掛金を請求し、又はその返還を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(届出)

第二十一条 共済契約者は、厚生省令の定めるところにより、被共済職員の異動、業務に従事した日数その他厚生省令で定める事項を振興会に届け出なければならない。

(記録の作成及び保存)

第二十二条 共済契約者は、その使用する被共済職員ごとに、従業の状況その他厚生省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 共済契約者は、前項の記録を、その作成の日から起算して二年間、保存しなければならない。(立入検査)

第二十三条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、社会福祉施設又は経営者の事務所に立ち入つて、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(原簿)

第二十四条 振興会は、被共済職員に関する原簿を備え、これに被共済職員の氏名、被共済職員期間その他厚生省令で定める事項を記録しなければならない。

2 被共済職員又は被共済職員であつた者は、厚生省令の定めるところにより、いつでも前項の原簿の閲覧を請求することができる。(あつせん)

第二十五条 退職手当共済契約の成立若しくはその解除の効力又は掛金に関して、振興会と契約の申込者又は共済契約者との間に紛争が生じた場合において、契約の申込者又は共済契約者から請求があつたときは、厚生大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

2 被共済職員期間又は退職手当金に関して、振興会と被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族から請求があつたときは、前項と同様とする。

3 前二項の規定によるあつせんの請求の手續その他あつせんに関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(戸籍事項の無料証明)

第二十六条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、振興会又は退職手当金の支給

を受け権利を有する者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例の定めるところにより、被共済職員、被共済職員であつた者又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。(実施命令)

第二十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手續その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。(罰則)

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反した者
- 三 第二十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に關して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正) 2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第一号)を施行すること。

(社会福祉事業振興会法の一部改正) 3 社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「社会福祉法人に対し」を「社会福祉法人に対する」に、「資金を融通し、」を「資金の融通」に、「社会福祉事業に關し」を「社会福祉事業に關する」に、「助成を行」を「助成を行なう」とともに、

社会福祉施設職員退職手当共済制度を運営し」に改める。

第二十三條第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第 号)の規定による退職手当金の支給に関する業務を行なうこと。

第二十四條第二項中「目的」の下に「社会福祉施設職員退職手当共済事業の運営の方法」を加え「代理業務」を「委託業務」に改める。

第二十五條の見出しを「(業務の委託)」に改め、同条第一項中「貸付業務」を「業務」に、「代理させる」を「委託する」に改め、同条第二項中「貸付業務」を「業務」に、「代理させ」を「委託し」に、「代理業務」を「委託業務」に改め、同条第三項中「貸付業務の代理をする」を「業務の委託を受けた」に、「当該代理業務」を「当該委託業務」に改める。

第二十七條の次に次の一条を加える。
(經理の区分)
第二十七條の二 振興会は、第二十三條第一項第三号の業務に係る会計を他の業務に係る会計から区分し、特別の会計として經理しなければならない。

第三十二條第二項中「この法律」の下に「又は社会福祉施設職員退職手当共済法」を加える。

第三十三條第一項中「貸付業務を代理する」を「業務の委託を受けた」に、「当該代理業務」を「当該委託業務」に改める。

第三十四條第二項第一号中「この法律に基づく命令」を「社会福祉施設職員退職手当共済法、これらの法律に基づく命令」に改める。

第三十五條中「貸付業務の代理をする」を「業務の委託を受けた」に改める。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年三月三日
内閣総理大臣 池田 勇人

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第一号中「第一項第二号に該当する者」を「第一項第二号に該当する者であつて次条第一項第二号に掲げる期間内にあるもの」に、「同項第三号」を「第一項第三号」に、「次条第一項第三号」を「同条第一項第三号」に改める。

第八條第一項の表中

第四項症	七〇〇〇円
第五項症	三〇〇〇円
第六項症	三〇〇〇円
第一款症	三〇〇〇円
第二款症	三〇〇〇円
第三款症	一五〇〇円

同条第三項の表中

第一款症	二〇〇〇〇円
第二款症	三八〇〇〇円
第三款症	二二〇〇〇円

同条第四項の表中

第四項症	三〇〇〇円
第五項症	三〇〇〇円
第六項症	一六〇〇〇円

を

第四項症	七〇〇〇円
第五項症	三〇〇〇円
第六項症	三〇〇〇円
第一款症	三〇〇〇円
第二款症	三〇〇〇円
第三款症	一五〇〇円

を

第一款症	一八〇〇〇円
第二款症	一五〇〇〇円
第三款症	一〇〇〇〇円

を

第四項症	三〇〇〇円
第五項症	三〇〇〇円
第六項症	一六〇〇〇円

に改める。

第二十四條第一項中「及び祖母」を「祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母(死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五月三日前である場合におけるその死亡した者の入夫婚姻(民法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)にいう入夫婚姻をいう。))による妻の父若しくは母(入夫婚姻の当時その妻と同一の戸籍内にあつた者に限る。))又はその配偶者であつて、死亡した者の死亡の当時その者と同一の戸籍内にあつたものに限る。」に改める。

第二十五條の見出しを「(遺族年金及び遺族給付金の支給条件)」に改め、同条第一項中「又は祖母」を「祖母又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」に改め、同項第五号中「及び祖母」を「祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母」に改め、同条第三項中「又は祖母」を「祖母又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」に改め、同条第四項本文中「祖母」の下に「入夫婚姻による妻の父母」を加える。

第三十一條第四号中「及び祖母」を「祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母」に改め、同条第七号中「又は祖母」を「祖母又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」に改める。

父及び母に改め、同条第七号中「又は祖母」を「祖母又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」に改める。
附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。
(第二條第三項第一号の改正に関する経過措置)
2 この法律による第二條第三項第一号の規定の改正により障害年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者に関し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正法」という。)を適用する場合においては、第七條第三項及び第四項、第二十三條第二項第三号並びに第二十五條第三項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、第十一條第三号及び第二十九條第三号中「昭和三十三年十一月三十一日」とあるのは「昭和三十六年九月三十日」と、第十三條第二項並びに第三十條第三項及び第五項中「昭和三十四年一月」とあるのは「昭和三十六年十月」と、第二十五條第三項中「昭和三十四年一月二日」とあるのは「昭和三十六年十月二日」とする。

(第八條第三項の改正に関する経過措置)

3 この法律の施行前に支給事由が生じた障害一時金の額については、改正法第八條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(第二十四條第一項の改正に関する経過措置)

4 この法律による第二十四條第一項の規定の改正により遺族年金又は遺族給付金を受け権利を有するに至つた者に関し、改正法を適用する場合においては、第二十五條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、同條第三項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、第二十九條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十六年九月三十日」と、同條第三号中「昭和三十三年十二月三十一日」とあるのは「昭和三十六年九月三十日」と、第三十條第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十六年十月」と、同條第三項及び第五項中「昭和三十四年一月」とあるのは「昭和三十六年十月」とする。

5 入夫婚姻による妻の父又は母に支給する昭和三十六年十月分からは、その者が六十歳に達する日の属する月分までの遺族年金の額を算出する場合には、第二十六條第一項中「五万二千元」とあるのは、「三万五千二百四十五円」と読み替えるものとする。ただし、昭和三十六年十月一日において不具廃疾である入夫婚姻による妻の父若しくは母に支給する遺族年金又は入夫婚姻による妻の父若しくは母が昭和三十六年十月二日以後において不具廃疾となつた日の属する月の翌月分以降の遺族年金の額を算出する場合には、この限りでない。

6 この法律による第二十四條第一項の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)第二條第一項から第三項までの規定に基づく遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、同條第四項中「昭和三十三年一月」とあるのは「昭和三十六年十月」と、「昭和三十二年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と読み替へるものとする。(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

7 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。
附則第二項中「及び遺族年金」を削る。

理由

被徴用者等である非戦地勤務の有給軍属について障害年金又は遺族給付金を支給する途を開き、旧民法にいう入夫の妻の父母を遺族年金又は遺族給付金の支給を受けるべき遺族の範囲に加えるとともに、障害年金等を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長山本猛夫君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山本猛夫君登壇〕

〔議長退席、副議長着席〕

○山本猛夫君 たいま議題となりました西法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、健康保険及び船員保険における分べんに関する給付の内容の改善をはかるうとするものであります。

そのおもなる内容は、まず、健康保険の分べん費について、現在、被保険者の分べん費に対しては、分べん費として被保険者の標準報酬月額額の半額が支給されることとなっておりますが、その最低額を六千円まで引き上げると

もに、配偶者分べん費の額を現在の千円から三千円に引き上げることとあります。

次に、健康保険の育児手当金に対しては、被保険者及びその被扶養者である配偶者の出産について、現在哺育手当金として、生後六カ月まで毎月二百円ずつ支給されることになっておりますが、これを一時に二千円を支給することとし、その名称を育児手当金に改めることとしております。

なお、船員保険における分べん費及び育児手当金についても、健康保険におけると同様の改正を行なうこととしたのであります。

本法案は、二月二十五日委員会に付託され、本月十九日の委員会において採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年に制定されました本法は、自來、数回にわたる改正によりまして、その給付内容も逐次改善されて参つたのであります。他の社会保険に比較いたしますれば、まだかなりの隔たりがありますので、今回、事情の許す限り、これを改善するとともに、これをまかなう財源については、保険財政の実情等を考慮して、国庫負担の引き上げ及び保険料等級区分の改定を

行ない、あわせて財政の健全化をはかるうとするのが、本改正案提出の理由であります。

本改正の第一は、療養の給付及び家族療養費の給付期間を、現行の一年から二年に延長するとともに、傷病手当金の支給期間を、現行の十四日から二十一日に延長し、その支給日額は、第一級を三百三十円、第二級を二百四十円、第三級を百七十円としておりますが、出産手当金の給付日額についても、これと同様の引き上げを行なうこととし、さらに、分べん費を、現行の二千円から四千円に、配偶者分べん費を、現行の千円から二千円に引き上げることとあります。

第二は、日雇労働者が被保険者となつた当初の二カ月についても、当該被保険者及びその被扶養者の疾病または負傷に対して五割の医療給付を行なうこととしております。

第三には、賃金日額四百八十円以上の被保険者に対して、新たに三十円の保険料額を設け、また、給付費に対する国庫負担率を、現行の百分の三十から百分の三十五に引き上げておるのであります。

本法案は、二月二十五日委員会に付託され、五月十九日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派共同提案にかかる修正案が提出

され、八木一男君より趣旨の説明がありました。

その要旨の第一は、保険料の等級区分を、賃金日額四百八十円以上の者は第一級とし、四百八十円未満の者は第二級とすること、第二は、保険料日額を、第一級は二十六円、第二級は二十円とすること、第三は、傷病手当金の支給期間を二十二日とすること、第四は、傷病手当金及び出産手当金の支給日額を、第一級三百三十円、第二級二百四十円とすることでありました。

次いで、採決の結果、本案は全会一致修正議決すべきものと議決いたしました。次第でございます。

なお、本案に三派共同提案の附帯決議を付することと決定いたしました。次に、社会福祉施設職員退職手当共済法案について申し上げます。

社会福祉事業の一翼をなっている民間社会事業施設で働く職員の待遇改善の一環といたしまして、退職共済制度を新たに設け、これら職員の身分を安定し、よって民間社会福祉事業の振興をはかろうとするのが、本法案提出の理由であります。

そのおもなる内容について申し上げます。まず、第一に、退職手当金は、退職手当共済契約を締結している社会福祉施設に勤務する職員が一年以上勤めて退職したときに、振興会が直接退職者に支給することとし、退職手当金の額

は、退職者の勤務年数及び退職理由に依りて定めることとしております。

第二に、退職手当金の支給に要する費用は、経営者が掛金を振興会に納付し、国と都道府県は振興会に対して高率の補助を行ない、振興会の事務費は国が全額補助することといたしてあります。

第三は、退職手当金の確実な支給を保障するために、業務は特殊法人である社会福祉事業振興会に行なわせることといたし、所要の改正を行なわんとするものであります。

最後に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、昭和二十七年に制定されて、障害年金、遺族年金等の支給の道が開かれ、その後数回の改正によりまして、援護の強化と受給者相互間の公平がはかられて参つたのでありますが、なお若干の不均衡が残っておりますので、別途本国会に提案された恩給法等の一部改正案と関連して、今回本法案が提出されたのであります。

本改正の第一は、旧国家総動員法により徴用された者等が、もとの陸海軍

の有給軍属として内地等で勤務している間に、業務上の災害を受けて不具廃疾または死亡した場合には、その者を準軍属として取り扱い、本人またはその遺族が旧令による共済組合等の特別措置法による年金を受けていない場合には、障害年金または遺族給付金を支給すること、第二は、死亡した軍人、軍属等が旧民法にいう入夫婚姻であった場合、その者の妻の父母を、遺族年金または遺族給付金の支給を受けるべき遺族の範囲に加えること、第三は、第四項以下に定める障害年金を増額することとあります。

本法案は、三月三日当委員会に付託され、本二十三日の委員会において採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました。次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する修正案
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十六条の二第二項の改正に関する部分及び同条第三項の改正規定を次のように改める。
第十六条の二第二項中「二百円」を「三百三十円」に、「四百十円」を「二百四十円」に、「百三十円」を「二百二十

円」に、「九十円」を「百六十円」に改め、同条第三項中「十四日」を「二十一日」に改める。
第十六条の五第二項の改正に関する部分を次のように改める。
第十六条の五第二項中「二百円」を「三百三十円」に、「四百十円」を「二百四十円」に、「百三十円」を「二百二十円」に、「九十円」を「百六十円」に改める。
第三十条の改正規定を次のように改める。
第三十条第一項中「二百八十円」を「四百八十円」に、「二十二円」を「二十六円」に、「十八円」を「二十円」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、一日につき、それぞれ、第一級にあつては十三円、第二級にあつては十円とする。
附則第三項中「又は第二級」、「それぞれ」及び「又は第三級」を削る。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕
○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告の通り議決しました。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告の通り議決しました。(拍手)

日程第四 公共用地的取得に関する特別措置法案(内閣提出)
建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第四とともに、内閣提出、参議院送付、建築基準法の一部を改正する法律案を追加して両案を一括議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第二及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案中、日程第二の委員長の報告は修正、他の一案の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(久保田鶴松君) これより採決に入ります。まず、日程第一及び第三の両案を一括して採決いたします。

○副議長(久保田鶴松君) 田邊園男君の動議に御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第四、公共用地的取得に関する特別措置法案、建築基準法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

公共用地的取得に関する特別措置法案

右 国会に提出する。

昭和三十六年四月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

公共用地的取得に関する特別措置法案
 置法

- 目次
- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 特定公共事業の認定(第三条―第十一条)
 - 第三章 土地の取用又は使用に関する特別措置
 - 第一節 事業の認定(第十二条・第十三条)
 - 第二節 土地細目の公告(第十四条―第十六条)
 - 第三節 裁決及び損失の補償(第十七条―第三十八条)

第四節 土地取用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業

(第三十九条・第四十条)
 第四章 雑則(第四十一条―第五十条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土地等を取用し、又は使用することができる事業のうち、公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要する事業に必要な土地等の取得に関し、土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の特例等について規定し、これらの事業の円滑な遂行と土地等の取得に伴う損失の適正な補償の確保を図ることを目的とする。
 (特定公共事業)

第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地取用法第三十三条各号の一に該当するものに関する事業又は都市計画法(大正八年法律第三十六号)第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに関する事業で、起業者が第七条(第四十五条)の規定による建設大臣の認定を受けたものをいう。

- 一 高速自動車国道若しくは一級国道又は二級国道のうち政令で定める主要な区間
- 二 日本国有鉄道が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な区間
- 三 第一種空港
- 四 都の特別区の存する区域又は人口五十万以上の市の区域における交通の混雑を緩和するため整備することを要する道路、駅前広場、鉄道又は軌道で政令で定める主要なもの
- 五 公衆電気通信業務に対する需要の急激な増加に対応するため整備することを要する電話施設のうち、都の特別区の存する区域若しくは人口五十万以上の市の区域に設置する政令で定める主要な施設又は政令で定める主要な市外通話幹線路の中継施設
- 六 河川法(明治二十九年法律第七十一号)が適用される河川若しくはその河川に設置する政令で定める主要な治水施設又は広域的な用水対策を緊急に講ずる必要のある地域に給水するため設置する政令で定める大規模な利水施設
- 七 電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業

八 前各号の一に掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設

(事業の説明等)

第二章 特定公共事業の認定

第三条 起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、事業の目的及び内容並びに事業を緊急に施行することを要する理由について、事業を施行しようとする土地が所在する都道府県の知事及び市町村(都の特別区の存する区域にあつては、特別区)の長並びにその土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるよう努めなければならない。この場合において、住民に対する説明及びその意見の聴取については、少なくとも建設省令で定める程度の措置を講じなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長(都の特別区の存する区域にあつては、特別区長)は、前項の起業者に対し、事業の用に供する土地の取得について協力しなければならない。
 (特定公共事業の認定の申請)

第四条 起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した特定公共事業認定申請書を建設大臣に提出しなければならない。

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 起業地
- 四 特定公共事業の認定を申請する理由
- 2 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。
 - 一 事業計画書
 - 二 起業地及び事業計画を表示する図面
 - 三 起業地内に土地取用法第四条に規定する土地があるときは、その土地に関する調査、図面及び当該土地の管理者の意見書
 - 四 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

五 事業の施行に關して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

六 前条第一項の規定により講じた措置の経過説明書

3 前項第三号から第五号までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを取得することができなかつたときは、添附することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面を添附しなければならぬ。

(手数料)

第五条 前条第一項の規定によつて特定公共事業の認定を申請する者は、二万円をこえない範囲内において政令で定める額の手料を別に納めなければならない。ただし、これらの者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。

(特定公共事業認定申請書の欠陥の補正及び取下)

第六条 第四条の規定による特定公共事業認定申請書及びその添附書類が同条又は同条に基づく建設省令に規定する方式を欠くときは、建設大臣は、相当な期間を定め

て、その欠陥を補正させなければならない。前条の規定による手数料を納めないときも、同様とする。

2 起業者が前項の規定により欠陥の補正を命ぜられたにかかわらず、その定められた期間内に欠陥の補正をしないときは、建設大臣は、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(特定公共事業の認定の要件)

第七条 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、公共用地審議会の議を経、特定公共事業の認定をすることができぬ。

一 事業が土地収用法第三号各号の一に該当するものに関する事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、第二号各号の一に該当するものに関するものであること。

二 起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。

三 事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。

四 事業が公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要するものであること。

(特定公共事業の認定の手續)

第八条 土地収用法第二十一条から第二十五条までの規定は、特定公共事業の認定を行なう場合に準用する。この場合において、同法第二十一条第一項中「第十八条第三項」とあるのは、「公共用地的取得に関する特別措置法第四号第三項」と、同法第二十四条第二項中「第二十条」とあるのは、「公共用地的取得に関する特別措置法第七条」と読み替へるものとする。

第九条 市町村長(土地収用法第四十条の規定が適用される場合において、各場合に依りて、それぞれ、特別区長、市の区長又は町村組合の管理者。以下この条及び第十八条において同じ。)が前条において準用する同法第二十四条第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても、前条において準用する同法第二十四条第二項の規定による手續を行なわないときは、起業地を管轄する都道府県知事は、起業者の申請により、当該市町村長に代わつてその手續を行なうことができる。

2 前項の規定により、都道府県知事が市町村長に代わつて手續を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該市町村長に通知しなければならない。

3 前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、前条において準用する土地収用法第二十四条第二項の規定による手續を行なうことができない。

(特定公共事業の認定の告示)

第十条 建設大臣は、第七条の規定によつて特定公共事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を官報で告示しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 特定公共事業の認定は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(特定公共事業の認定の拒否の通知)

第十一条 建設大臣は、特定公共事業の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。

第三章 土地の収用又は使用に関する特別

第一節 事業の認定

(特定公共事業の認定と事業の認定との関係)

第十二条 特定公共事業の用に供する土地の収用又は使用については、特定公共事業の認定又は第十条は、特定公共事業の認定又は第十条の規定による告示があつたときは、それぞれ、土地収用法第二十条の規定による事業の認定又は同法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつたものとみなす。

2 前項の規定によりあつたものとみなされた土地収用法第二十条の規定による事業の認定が、同法第二十九条又は第三十条第四項の規定によりその効力を失つたときは、特定公共事業の認定も、将来に向かつて、その効力を失う。

(事業の認定の失効)

第十三条 特定公共事業については、土地収用法第二十九条中「三年」とあるのは、「一年」とする。

第二節 土地細目の公告

第十四条 特定公共事業については、土地収用法第三十一条第二項の規定は、第十二条第一項の規定によりあつたものとみなされた同法第二十条の規定による事業の認定が同法第二十九条の規定によりその効力を失う前二週間において、適用しない。

(土地調査及び物件調査の作成)

第十五条 特定公共事業の起業者は、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのに土地収

用法第三十五条第一項の規定による同法第三十六条第一項に規定する土地調査又は物件調査の作成のための立入りを拒み、又は妨げたため、同法第三十五条第一項の規定による測量又は調査をすることが著しく困難であるときは、他の方法により知ることができる程度でこれらの調査を作成すれば足りるものとする。この場合においては、調査にその旨を附記しなければならない。

(土地細目の公告の失効等)

第十六条 特定公共事業においては、土地収用法第三十九条、第四十一条及び第六十六条第一項中「二年」とあるのは、「六月」とする。

第三節 裁決及び損失の補償

(裁決申請書)

第十七条 第十五条に規定する場合においては、土地収用法第四十二条第一項第二号の書類に記載すべき同号に掲げる事項のうち、取用し、又は使用しようとする土地の面積以外の事項については、同法第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

(裁決申請書の縦覧)

第十八条 第九条の規定は、市町村長が特定公共事業に係る土地収用法第四十四条第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても同条第二項の規定による手続を行わない場合に準用する。この場合において、同条第一項中「起業地」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、取用委員会に対して前項の規定により土地収用法第四十四条第二項の規定による公衆の縦覧に供しなければならない書類の送付を求めることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により土地収用法第四十四条第二項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を取用委員会に通知しなければならない。(却下の裁決)

第十九条 特定公共事業については、土地収用法第四十七条第二号中「第十八条第二項第一号」とあるのは、「公共用地の取得に関する特別措置法第四条第二項第一号」と、「事業認定申請書」とあるのは、「特定公共事業認定申請書」とする。

(緊急裁決)
第二十条 取用委員会は、特定公共事業に係る取用又は使用の裁決が

遅延することによつて事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合において、起業者の申立てがあつたときは、土地収用法第四十八条第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものでまだ審理を尽くしていないものがある場合においても、同項の規定による裁決をすることができる。

2 前項の規定による申立ては、建設省令で定める様式に従い、書面で行なければならない。

3 第一項の規定による申立てがあつたときは、取用委員会は、その旨を土地所有者及び関係人に通知しなければならない。

第二十一条 前条第一項の裁決(以下「緊急裁決」という。)においては、土地収用法第四十八条第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものについては、裁決の時までに取用委員会の審理に現われた意見書、鑑定の結果その他の資料に基づいて判断することができる程度において裁決すれば足りるものとする。ただし、損失の補償をすべきものと認められるにかかわらず、補償の方法又は金額について審理を尽くしていないものについては、概算見積りによる仮補償金を定めなければならない。

2 前項ただし書に規定するもののほか、なお審理を要すると認める

事項については、裁決書の理由において、その旨を記載しなければならない。

(物件の取用請求権)

第二十二條 第二十条第一項の規定による申立てに係る土地にある物件の所有者は、その物件の取用を請求することができる。

(仮住居による補償)

第二十三條 第二十条第一項の規定による申立てに係る土地に現に居住の用に供している建物がある場合において、その建物の住居者が仮住居を必要とするときは、仮住居に要する費用に充てるべき補償金に代えて、起業者が仮住居を提供することを取用委員会に要求することができる。

2 取用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、仮住居の位置、構造、規模、提供期間その他必要な事項を定め裁決することができる。

(前二条の請求又は要求の期限)

第二十四條 取用委員会は、前二条の規定により請求又は要求をすることができる者に對し第二十条第三項の規定による通知をするときは、あわせて土地収用法第六十五条第一項第一号の規定に基づき、それらの請求又は要求について一定の期限までに意見書を提出すべ

き旨を命じなければならない。この場合において、その期限は、通知の到達した日から一週間を経過した日以後でなければならない。

(緊急裁決前の措置)

第二十五條 取用委員会は、緊急裁決をしようとするときは、あらかじめ、取用後又は使用後においても補償金額を適正に算定することができるように、土地及び物件の状況について必要な調査をしておかなければならない。ただし、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのにその調査を拒み、又は妨げたときは、この限りでない。

(担保の提供)

第二十六條 取用委員会は、緊急裁決をする場合において、損失の補償の義務の履行を確保するため必要があると認めるときは、起業者が担保を提供しなければならない旨の裁決をすることができる。

2 土地収用法第八十三条第四項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「工事を完了した」とあるのは、「損失の補償の義務を履行した」と、同条第五項中「耕地の造成による損失の補償の義務」とあるのは、「損失の補償の義務」と読み替えるものとする。

(仮補償金の払渡し等)

第二十七条 第二十一条第一項ただし書の規定による仮補償金は、土地収用法第九十五条第一項及び第二項(第三号を除く)、第九十九条第三項及び第四項、第一百条並びに第一百四条の規定の適用については、同法第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金とみなす。

(担保の供託)

第二十八条 緊急裁決があつた場合においては、土地収用法第九十六条中「第八十四条第三項」とあるのは、「第八十四条第三項及び公共用地の取得に関する特別措置法第二十六条第二項」とする。

(仮住居の提供)

第二十九条 起業者は、第二十三条第二項の規定に基づく仮住居の提供を裁決で定められた提供期間の始期までにしなければならぬ。
2 起業者は、第二十三条第二項の規定に基づく仮住居の提供を受けるときは、建設省令で定めるところにより、その仮住居が裁決で定められた条件に適合し、かつ、相当なものであることについて収用委員会の確認を受けなければならない。
3 起業者から裁決で定められた提供期間の始期までに仮住居の提供

(補償裁決)

第三十条 収用委員会は、損失の補償に関する事項で緊急裁決の時までに審理を尽くさなかつたものについては、なお引続き審理し、遅滞なく裁決しなければならぬ。
2 前項の規定による裁決(以下「補償裁決」という。)に関しては、この法律に特別の定めのあるものを除き、土地収用法中同法第四十八条第一項の規定による裁決に関する規定の適用があるものとする。ただし、同法第七章の規定は、補償裁決のうち、その裁決で認められた同法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求に基づく収用に係る部分に関してのみ適用があるものとする。

(残地収用等の場合における補償額算定の時期)

第三十一条 補償裁決において土地収用法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求を認める場合における土地所有者及び関係人の損失(同条第三項第三号に規定する損失を含む)は、そ

の裁決の時の価格によつて算定して補償しなければならない。
(土地収用法第一百四条の規定による権利者がある場合の替地等の要求)

第三十二条

土地所有者又は関係人は、仮補償金に対し土地収用法第一百四条の規定による権利を有する者がある場合においては、その権利を有する者の同意を得て、建設省令で定めるところによりその旨を収用委員会に届け出なければ、補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき旨の要求をすることができない。
(清算)

第三十三条

補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額との差額があるとき、及び補償裁決により補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき旨が定められたときは、起業者及び土地所有者又は関係人は、金銭をもつて清算しなければならない。
2 起業者又は土地所有者若しくは関係人は、補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額との差額につき、収用又は使用の時期から前項の規定

による清算金の支払の期限(その差額のうち、補償金の全部又は一部に代えて、替地が提供されるべき部分についてはその提供の期限、替地以外の給付がされるべき部分については補償裁決の時)までの期間について、年六分の利率により算定した利息を支払わなければならない。

(補償裁決で定める事項)

第三十四条 補償裁決においては、第三十条第二項ただし書に規定するものを除き、前条の規定による清算金及び利息の額並びに裁決に基づく起業者、土地所有者又は関係人の義務を履行すべき期限を定めなければならない。

2 補償裁決においては、起業者が裁決に基づく義務の履行を怠つた場合に支払うべき過怠金を定めることができる。
(物上代位)

第三十五条 先取特権、質権又は抵当権の目的物が収用され、又は使用された場合において、補償裁決で定められた補償金額が緊急裁決で定められた仮補償金の額をこえるときは、これらの権利は、第三十三条第一項の規定による清算金に対しても行なうことができる。ただし、その払渡し前に差押えをしなければならない。

(同時履行)

第三十六条 起業者が補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき場合において、土地所有者又は関係人が第三十三条の規定により支払うべき清算金及び利息があるときは、起業者又は土地所有者若しくは関係人は、相手方がその義務を履行するまでは、自己の義務の履行を拒むことができる。
(強制執行)

第三十七条

補償裁決に対する土地収用法第三十三条第一項の規定による訴の提起がなかつたときは、その裁決は、第三十三条の規定による清算金及び利息又は第三十四条第二項の規定による過怠金を請求する権利の強制執行に関しては、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百五十九条第三号の規定による債務名義とみなす。
2 土地収用法第九十四条第十一項及び第十二項の規定は、前項の場合に準用する。
(建物による補償)

第三十八条

特定公共事業の用に供する土地にある建物の所有者は、その建物が収用される場合において、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求をするときは、その建物に対する補償金の全部又

は一部に代えて、その要求に基づいて提供される土地にある建物をもつて、損失を補償することを取用委員会に要求することができ

2 特定公共事業の用に供する土地にある建物の賃借人(一時使用のため建物を賃借りした者を除く)は、その建物が取用されるときは、その建物の賃借権に対する補償金の全部又は一部に代えて建物の賃借権をもつて、損失を補償することを取用委員会に要求することができる。

3 前二項の規定による要求及びその要求に基づいて提供される建物又は建物の賃借権に関しては、土地取用法第八十二条第一項の規定による要求及びその要求に基づいて提供される同項に規定する替地の例による。

第四節 土地取用法による事業の認定を受ける事業及び都市計画事業
(土地取用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業)

第三十九条 土地取用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業に係る特定公共事業の認定について

は、第四条第二項第三号から第五号まで及び第三項、第八条、第九条並びに第十二条の規定は、適用しない。

2 土地取用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業で特定公共事業の認定を受けたものについては、第十三条の規定にかかわらず、同法第二十九条中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「公共用地の取得に関する特別措置法第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とする。

3 前項に規定する事業については、土地取用法第二十条の規定による事業の認定が同法第二十九条又は第三十条第四項の規定によりその効力を失つたときは、特定公共事業の認定も、将来に向かつて、その効力を失う。

4 都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業についてした特定公共事業の認定は、起業者が第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年以内に土地取用法第三十一条の規定による土地細目の公告の申請をしないときは、期間満了の日の翌日から将来に向かつて、その効力を失う。

5 土地取用法第三十一条第二項の規定は、第二項に規定する事業については、同法第二十条の規定による事業の認定が同法第二十九条の規定によりその効力を失う前二週間、都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で特定公共事業の認定を受けたものについては、その認定が前項の規定によりその効力を失う前二週間において、適用しない。

6 土地取用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で、土地取用法第三十三条の規定による土地細目の公告がその効力を有する期間中に第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつたものの当該土地細目の公告に関し、同法第三十三条の規定にかかわらず、同法第三十九条、第四十一条及び第六十六条第一項中「一年」とあるのは、「一年以内で公共用地の取得に関する特別措置法第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から六月」とする。

第四十条 都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で、同法第二十条第一項の規定による認定の申請前に第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示

があつたものについては、同法第二十条の規定は、適用しない。

第四章 雑則
(土地取用法第二百二十三条の規定の不適用)

第四十一条 特定公共事業については、土地取用法第二百二十三条の規定は、適用しない。

(訴訟及び訴訟)
第四十二条 第二十二條の規定による請求に係る判決があつた場合における土地取用法第二百二十九条第二項の規定の適用については、その判決は、同法第七十八条の規定による請求に係る判決とみなす。

2 緊急判決のうち、仮補償金及び第二十一条第二項の規定により裁決書に記載された事項については、損失の補償に関する訴を提起することができない。

(期間の計算及び通知の方法)
第四十三条 土地取用法第三十五条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算方法及び通知の方法について準用する。

(手続の承継等)
第四十四条 土地取用法第九条、第十條、第二百七条及び第三百三十六條の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による起業者並びに土地所有者及び関係人

の権利義務及び手続その他の行為について準用する。

(権利、物件及び土石砂れきの取用又は使用に関する準用規定)
第四十五条 第二章、第三章(第三十一条を除く)、第四十一条、第四十二条及び前条の規定は、土地取用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を取用し、若しくは使用する場合又は同法第七条に規定する土石砂れきを取用する場合に準用する。この場合において必要な技術的講習又は、政令で定める。

(現物給付)
第四十六条 特定公共事業に必要な土地等を提供する者がその対償として土地又は建物の提供、耕地又は宅地の造成その他金銭以外の方法による給付を要求した場合において、その要求が相当であると認められるときは、特定公共事業を施行する者は、事情の許す限り、その要求に応ずるよう努めなければならない。

(生活再建等のための措置)
第四十七条 特定公共事業に必要な土地等を提供することによつて生活の基礎を失ふこととなる者は、前条の規定による要求をする場合において必要があるとき、又はそ

の受ける対償と相まつて実施されることを必要とする場合においては、生活再建又は環境整備のための措置で次の各号に掲げるものの実施のあつてせんを都道府県知事に申し出ることができる。

- 一 宅地、開発して農地とするこゝとが適当な土地その他の土地の取得に関する事。
- 二 住宅、店舗その他の建物の取得に関する事。
- 三 職業の紹介、指導又は訓練に關すること。
- 四 他に適当な土地がなかつたため環境が著しく不良な土地に住居を移した場合における環境の整備に關すること。

2 前項の規定による申出は、政令で定めるところにより、書面で行ななければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による申出があつた場合において、その申出が相当であると認めるときは、関係行政機関、関係市町村長(都の特別区の存する区域にあつては、関係特別区長、その申出をした者又はその代表者及び特定公共事業を施行する者と協議して、生活再建計画を作成するものとする。

4 特定公共事業を施行する者は、生活再建計画のうち、特定公共事業に必要な土地等を提供する者に

対する対償となる事項を実施しなければならぬ。

5 国及び地方公共団体は、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り、生活再建計画の実施に努めなければならない。

(公共用地審議会)

第四十八条 特定公共事業の認定に關する事項を審議させるため、建設省の附属機関として公共用地審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

第四十九条 審議会は、委員七人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て建設大臣が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(政令への委任)

第五十条 この法律に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項その他この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項の表中公共用地取得制度調査会の項を次のように改める。

公共用地 審議会	公共用地的取得に關する特別措置法(昭和三十六年法律第百十三号)に基づく特定公共事業の認定に關する事項を審議すること。
-------------	--

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 公共用地審議会は、第十條第一項に規定する事項のほか、昭和三十七年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に応じて公共用地的取得に伴う損失の補償の基準その他公共用地取得制度に關する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることができる。

理由

特定公共事業に必要な土地等の取得に關し、土地取用法の特例、生活

再建等のための措置その他必要な事項に關する規定を整備して、これらの事業の円滑な遂行と土地等の取得に伴う損失の適正な補償の確保を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築基準法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十六年五月十九日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎

建築基準法の一部を改正する法律

建築基準法(昭和二十五年法律第百一號)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九條」を「第五十九條の二」に、「第六十七條」を「第六十七條の二」に改める。

第三條第三項第二号中「又は二」を「二又はホ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 別表第五(欄)の各項に掲げる特定街区

第九條第十項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

第二十四條第一号中「公衆浴場又は自動車庫」を「又は公衆浴場」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 自動車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルをこえるもの

第三章第四節中第五十九條の次に次の一條を加える。

(特定街区)

第五十九條の二 建設大臣は、都市計画上市街地の整備改善を図るため必要があると認める場合においては、住宅地区改良法(昭和三十一年法律第八十四號)第二條第三項に規定する改良地区、防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第 号)第二條第三号に規定する防災建築街区その他その土地の区域において建築物及びその敷地の整備が行なわれる地区又は街区について、都市計画法の定める手続により、都市計画の施設として、その街区内における建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めて、別表第五(欄)の各

項に掲げる特定街区を指定することができる。

2 第四十八條第二項の規定は、前項の規定による指定をする場合に準用する。この場合において、関係市町村の申出は、政令で定める利害關係を有する者の同意を得てするものとする。

3 別表第五(欄)の各項に掲げる特定街区内においては、建築物の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)の敷地面積に対する割合は、同表(欄)の当該各項に掲げる限度以下でなければならない。

4 別表第五(欄)の各項に掲げる特定街区内においては、第一項の規定により定められた高さを超えて建築物を建築し、又は建築物の地盤面下の部分及び建設大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、同項の規定により定められた壁面の位置の制限に反して建築物の壁若しくはこれに代わる柱を建築してはならない。

5 別表第五(欄)の各項に掲げる特定街区内の建築物については、前六條の規定は、適用しない。

第三章第五節第六十七條の次に次的一条を加える。

(第三十八條の準用)

第六十七條の二、第三十八條の規定は、予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物に対するこの節の規定又はこれに基づく命令の規定の適用については、第六十九條中「構造」の下に、「用途」を加える。

第八十六條第一項中「第五十八條の下に」、第五十九條の二第三項を加える。

第九十八條中「第十項」の下に「前段」を加える。

第九十九條第一項第三号中「第十條第一項又は」を「第九條第十項後段(第八十八條第一項若しくは第三項又は第九十條第三項において準用する場合を含む)又は第十條第一項若しくは」に改め、同項第五号中「第五十八條第一項」の下に、「第五十九條の二第三項若しくは第四項」を加える。

別表第一(欄)項中「展示場」の下に「キヤパレー、カフェー、ナイトクラブ、バー」を加え、同欄(項)中「自動車車庫」の下に「又は自動車修理工場」を加える。

別表第二(項)項第二号中「印刷所」の下に「及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルをこえない自動車修理工場」を加える。

別表第四の次に次の表を加える。

別表第五 特定街区の種別及び特定街区内の建築物の制限

特定街区の種別	延べ面積の敷地面積に対する割合
第一種特定街区	十分の十以下
第二種特定街区	十分の二十以下
第三種特定街区	十分の三十以下
第四種特定街区	十分の四十以下
第五種特定街区	十分の五十以下
第六種特定街区	十分の六十以下

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

3 都市計画法の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又ハ地区」を「地区又ハ街区」に改める。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。建設委員長加藤高蔵君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔加藤高蔵君登壇〕

○加藤高蔵君 ただいま議題となりました法案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、公共用地の取得に関する特別措置法案について申し上げます。

最近のわが国における急激な経済成長に伴い、道路その他の公共施設の整備は緊急を要する問題であります。これらの施設に要する土地の円滑なる取得は最近特に困難となり、各事業の遂行上大きな隘路となつております。

建設省におきましては、これが解決をはかるため、さきに公共用地取得制度調査会を設置して諮問を行ない、その答申を基礎として、新たに現行土地収用法の特例として本法案が提案されたのであります。その要旨は次の通りであります。

すなわち、第一に、本法案の適用を受ける事業の範囲は極力これを限定し、公益事業のうち、特に公共性と緊急性の高い道路、鉄道、空港、通信、治水、利水、電力等の一部について、建設大臣が新たに設置される公共用地審議会に諮問して認定したものに限定することとしております。

第二に、これらの特定公共事業の円滑なる執行をはかる措置として、起業者は関係地元住民等に事前に事業の内容と緊急性について十分周知徹底をはかるべきことを義務づけ、収用手続の円滑化をはかる措置としては、事業認定及び土地細目公告の有効期間を短縮し、事業認定または裁決申請書の縦覧を市町村長が怠つた場合には都道府県知事が代行できることとし、土地調査または物件調査を作成するための立ち入りを拒否または妨害された場合の特例等について所要の措置を講じております。また、収用委員会の裁決が遅延して事業の執行に支障を及ぼすおそれのあると認められる場合には、補償額の確定を待たずに、概算見積りによる仮補償金を定める緊急裁決を行なつて土地等の収用、使用ができる制度を新設し、その緊急裁決にあつては、収用委員会が収用後または使用後にいても補償額を適正に算定することができるよう所要の措置を講ずることを義務づけ、必要があれば担保の提供を命

じ、差額が出れば後に利息を付して精算すること等を規定しております。

第三に、特定公共事業に伴う損失の適正なる補償を確保する措置として、現行土地取得法によって認められてい

るかえ地の提供、宅地の造成等の現物補償制度をより一そう拡充し、被収用者は金銭以外の建物等による補償を要求することができることとし、また、生活再建対策として、代替地、住宅、店舗等の取得、環境施設の整備、職業の紹介、指導、訓練等を都道府県知事に申し入れることができ、起業家、国及び地方公共団体はこの実施に努めること等の、被収用者保護の規定を整備しております。

本法案は、去る四月十三日本委員会に付託、四月十四日提案理由の説明を聴取、質疑に入ったのでありますが、審議の過程におきまして、特に公益と私権との関係について活発な質疑が行なわれ、その間、学識経験者の意見を聴取、また、農林水産委員会との連合審査を行なう等、慎重に審議を続けて参ったのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、五月十九日質疑を終了しましたが、その際、日本社会党を代表して石川次夫君より、本法案に対する修正案を提出したい旨の動議があり、同君より提案理由の説明がありました。

修正案の内容は、本法案の適用を受ける事業の範囲をさらに縮小して、道

路、鉄道、治水の各事業の一部に限定し、公共用地審議会委員は、国会の同意を得て内閣総理大臣が任命することとし、なお、委員罷免の規定を置き、また、本法の公布の日を損失の補償基準に關する法律が制定施行される時期において定めることとする等の修正を行なわんとするものであります。

かくて、討論を省略、直ちに採決に入り、まず、修正案について採決の結果、石川次夫君提出の修正案は少数をもって否決、さらに、原案について採決の結果、本法案は多数をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本法案には、政府は、本法による収用にあつて、特に私権の保護に留意して、公正な補償と生活再建措置に万全を期し、また、特定公共事業の対象は最小限に縮小し、緊急判決を乱用しないよう慎重を期すべきである旨の附帯決議が付けられました。

次に、建築基準法の一部を改正する法律案について申し上げます。建築基準法は、昭和二十五年制定以来、社会情勢の変化に対応して所要の改正を行なつてきましたが、近年の人口の著しい都市集中による市街地における建築物の密集、自動車交通の激増等、社会情勢の変化に対しまして、種々実情に沿わない点が生じてきましたので、今回、さらに所要の改正を行なわんとするものであります。

本法案のおもなる点は次の通りであります。

第一に、市街地における土地の有効利用と建築物相互間、街区相互間の相隣関係を良好に維持するために、建築物の延べ面積、高さの最高限度等を制限する特定街区を建設大臣が指定することができる。第二は、小規模の自動車車庫に対する防火上の構造制限を緩和し、商業地域内に建築できる自動車修理工場の規模の限度を引き上げ、第三は、キャパレー、カフェー等の特殊建築物の防火上の構造制限を強化することとあります。その他、違反建築物に対する措置の一部強化及び建築協定に関する規定を整備しております。

以上が本案の提案理由並びにその要旨であります。本案は参議院先議のため、四月十五日に本委員会に予備付託され、五月十九日に本付託となり、慎重に審査を行なつて参つたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、五月二十三日質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(久保田鶴松君) 両案中、日程第四に対し、討論の通告があります。これを許します。岡本隆一君。

〔岡本隆一君登壇〕
○岡本隆一君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となり置いた公共用地的取得に関する特別措置法案に対しまして、反対の理由を申し述べたいと存じます。(拍手)

わが国の道路その他の公共施設が諸外国に比ばまして著しく立ちおくれ、ことに、太平洋戦争の焦土作戦が国土の著しい荒廃をもたらした、これが復興と整備は日本経済の成長と国民生活の向上のために緊急を要する課題であることは言うを待ちません。しかるに、一方、近年の地価の暴騰は、公共用地的取得を次第に困難ならしめ、そのことが公共事業の進捗を大きくはばんで、政府はこれに対処するために本法案を提案いたしましたものであります。

もとより、共同社会に生きるわれわれには、私権にも一定の制約を受けることはもちろんでありまして、近ごろ言われるところの、ごね得などということは許さるべきではなく、本法立法の精神については、私どもにも異論はございません。しかしながら、本法案におきましては、政府は、用地の取得という目的に急なあまり、土地を奪われる者の立場を軽視している傾向が著しく、幾多の是正さるべき点が見られるのであります。私どもは、本法案の建設委員会における審議の過程にお

きまして、これらの点につきまして修正を強く要望したのでございます。以下、私は、本法案の持つ誤りを指摘しつつ、社会党の要求いたしました修正点と修正内容を明らかにいたしました。国民にかわつて、われわれの要求を取り入れなかつたところの本法案に対しまして反対の理由を申し述べたいと思つております。(拍手)

まず、第一に問題となりますのは、特定公共事業の認定の範囲の広過ぎることとあります。公共事業を営もうとする者が本法案によりまして特定公共事業の認定を受けますと、土地所有者の意思を無視いたしましたして、収用委員会の緊急判決を受け、補償金の仮払いのもとに特別収用を行ないまして土地を使用することができるとありますから、これを乱用いたしますときは、憲法に保障される私有財産権の侵害になることは明らかであります。(拍手)

本法案には、第二条に、特定公共事業に該当する公益性並びに緊急性の高いものとしたしまして、国道、国鉄幹線、第一種空港、軌道、治水、利水施設等を指定いたしております。これらのうちで、道路、国鉄、治水施設等につきましては、われわれも公共性の高いものと理解することができるとあります。私鉄であるとか、発電施設等につきましては、本法にうたわれ

るがごとく、公共性の高いものとは理

きまして、これらの点につきまして修正を強く要望したのでございます。

きまして、これらの点につきまして修正を強く要望したのでございます。

きまして、これらの点につきまして修正を強く要望したのでございます。

解しがたいのであります。また、空
港、電話施設等につきましても、それ
がどうしても現行の土地取用法に待つ
ことができないのか、その緊急性につ
きまして疑問を抱くものでありまし
て、私権を著しく抑制する本法に、あ
れもこれもいろいろのものを便乗さ
せることは、憲法違反のおそれなしと
しがたいのであります。

ここで、私どもは、二、三年以前に
新聞紙上をにぎわしました五島慶太さ
んの東急と、だれやらさんとかいう社
長さんのおられる西武との、箱根登山
道路をめぐるところの激しい利権争い
を苦々しい思い出として思い出すので
あります。あの事件は、公益事業の名
において、一部の私鉄経営者は飽くこ
とのない利益の追求を行ない、利権の
前には飢えたるトラとオオカミのごと
き争いを行なうものであるということ
を私どもに教えてくれたのでありま
す。(拍手)本法第二条四号の規定によ
りますと、これらの私鉄経営者といえ
ども、複数の軌道を敷くときには、特
定公共事業の認定を受ける資格を有す
るものでありまして、ことに、これら
の生活力のたくましい経営者が一念発
起いたしますときは、実に巧妙に為政
者に取り入り、当路の人々に働きかけ
て認定をとり、本法の威力を最大限に
發揮せしめて弱者に不幸のやうな、関
係住民の思わざる不幸の中に莫大な利
益を上昇するということは、想像にかた

くないのであります。公益事業必ずし
も公共事業ではございません。これら
の資本家の営利の目的に、国民の住まい
や田畑が、強権をもってむやみやたら
に取り上げられては、たまったもので
はございません。営利事業までを、公
益事業の名において、公共性高きもの
として本法への便乗を許しますなら
ば、将来その適用範囲はどんどん広げ
られて、親法であるところの土地
取用法は、あるかなきかのごときもの
となり得ます。あらゆる事業が特定事業
と認定され、そして、国民の私権は全
くじゅうりんされるおそれがあるとい
わなければなりません。日本社会党
は、それゆえに、本法の適用範囲を縮
小することを強く要望したのでありま
して、これがわれわれの要求するこ
ろの修正条項の第一であります。

次に問題となりますのは、公共用地
審議会の構成であります。
近ごろ、補償ブームということが言
われています。ダム建設などで大量の
公共用地が取得されますと、これに支
払われる補償金は相当大きな金額とな
りますが、その大きなものは山林地主
や富農の手に入りまして、わずかな飯
米用の田畑を耕し、半ば山林労働者と
して働く山村の農家には何ほどの補償
金も入りません。多くのこれらの貧し
い人々は、わずかな補償金をもって村
を追われ、新たな生活に入っていくの
であります。中には、日ごろ手にし

ない一時所得がかえって災いとなり、
それを乱費して転落していくような不
仕合わせな犠牲者も少なくないことを
私たちは聞いております。平和な庶民
の生活にこのように重大な影響を与え
る土地の取用に対し強権を与える特定
事業の認定は、公正な立場から厳選さ
れなくてはなりません。しかるに、本
法では、この特定事業の認定に当たる
公共用地審議会は建設省の付属機関で
ありまして、その委員は内閣の承認を
経て建設大臣が任命することとなつて
います。特定公共事業として認定され
る事業は、大部分は建設省の所管事業
であります。起業者が建設大臣であ
り、その事業の特定事業としての可否
をきめる機関がまた建設大臣が任命す
る委員会であるということになります
と、全くこれは内閣同士の相談という
ことになりまして、その認定が、とか
く甘くなり過ぎはしないかということ
を、われわれはおそれるのでありま
す。個人の私権を強く抑制し、ときと
しては個人の運命をも狂わすような事
業の認定を公正に規定する機関には、
公正な第三者の性格がはつきりと打ち
出されていなくてはなりません。単なる
御都合主義やセクシヨナリズム、こ
れもおれの手にというよりよい甘い考
え、するい考え方は、許さるべきでは
ございません。それゆえに、日本社会
党は、公共用地審議会の委員は、衆参
両院の同意を得て内閣総理大臣が任命

することに改め、その運営に第三者的
公正さを深く淨き彫りにすることを要
求したのであります。これが修正要求
の第二点であります。

第三には、補償基準の問題がありま
す。
一般に、本案は、ごね得を排除する
ために出されたものだといわれていま
す。また、しばしば、緊急を要する公
共事業が、一部の権利者の同意が得ら
れないために、その事業の遂行が著し
くおくられていることを、われわれは
知っております。しかしながら、一方
では、こいう傾向を助長したのは政
府であるといわなければなりません。
道路や団地ができませんと土地が上
がる。そうなる、売る立場の者は、将
来上がるであろうという値を予想し
て、その値でないと放さないとかんば
ります。工事を急ぐ起業者は、早く工
事を完了したいばかりにそれに応じる
という工合に、一般に、地価をつり上
げているのは道路公団や住宅公団であ
るといわれております。これは、政府
にはつきりとした地価対策や補償基準
がなかったためであります。今日で
は、戦前に比し、一番大きな値上がり
を見せているのは地価でありまして、
土地が最も有望な投機の対象としてね
らわれ、商會会社や電鉄会社までが、
土地ブローカーとなって、土地を買い
あさっておるといのが現状でありま

す。老後はせめて家でも建てて、とい
うサラリーマンの昔の夢は、もはや、
土地ブームによって、むざんに打ち砕
かれております。これは、今まで資本
家の顔色をうかがって何ら地価対策を
講じようとしなかつた政府・与党の責
任でありまして、まことに殺生な自民
党さんといわなければなりません。
(拍手)

さらに、また、補償の対象となるも
のにどういものがあるかということ
も明らかにしなければなりません。
もとより、物権に対して適正な補償
が行なわれなければなりません。営
業権、生活権等に対する補償も適正で
なければなりません。わずかの耕地で、
しとして働き、貧しいながらも平和
な暮らしを立てている農家から、その
耕地の半分を奪つては、営農は成り立
ちません。一反幾らと、その耕地に適正
な補償を払ったからといって、その農
家の生活権は保障されたとはいえませ
ん。町で商業を営む者にも、立ちのく
ことよるところの従来の顧客の喪失
ということも正当に評価補償されなけ
ればなりません。長い平和な暮らしが
乱され、時としては墳墓の地を追われ
て、住みなれぬ土地に新しい職業につ
くなど、関係住民の運命を大きく変動
させる場合の補償のごときは、慎重
に、土地を取用される者の立場に立つ
た補償が行なわれなければなりません。
しかるに、政府は、現在、その補

昭和三十六年五月二十三日 衆議院會議録第四十四号 公共用地の取得に関する特別措置法案外一案

價の基準について何らの準備もいたしておりません。法律が成立いたしましたら、あとでゆつくり考えましよう、という態度であります。これでは、土地を失い、郷土を追われる立場にある者は、断じて承服できるものではないと、憲法に保障された私有財産権に優先して土地の強制取上げが簡単にできるような本法案の成立の前には、どのような考案の方を立て、どのような程度の補償をするかという、はっきりとした補償基準が樹立していかなくてはなりません。補償基準なき土地の強制取用の制度は、安上がりの土地取上げのための陰謀であり、憲法違反であるということができるのであります。従いまして、日本社会党は、第三の修正点といたしまして、本法施行の前には補償基準に関する法律を制定すべきであるということを要求いたしましたのであります。(拍手)

以上の三点が、本案の委員会議決に際して社会党より提案いたしました修正案の要点でございますが、残念ながら、自民党の委員諸君の同意を得ることができませんでした。

われわれといたしましても、公共用地の取得の現況を見ますとき、これに何らかの対策の必要を感じることは、政府と異なるところではございません。しかしながら、本法案は、用地取得にあせるのあまり、土地を奪われる

者の立場を忘れ、しかも、公共性の名において營利を追求するものの便乗を許しております。これを憂えまして、衆議院では、昨年四月、公共用地取得制度調査会を設ける際に、いたすらに緊急使用を拡大するなど強権を用いて土地を取用することのないように、というところの附帯決議が付されておるのであります。本法律案は、この衆議院の院議を無視したものであります。院議を無視し、土地取用に營利事業の便乗を許したまま本法律案を成立せしめることは、断じて許すことはできません。

以上が、われわれの本法案に対する反対の理由でございます。自民党の諸君の反省を促しまして、私の討論を終ります。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まず、日程第四につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であり、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、建築基準法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

倉庫業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、倉庫業法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

倉庫業法の一部を改正する法律案

右案

昭和三十六年四月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

倉庫業法の一部を改正する法律案

倉庫業法(昭和三十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「料金及び倉庫寄託約款」を「運輸省令で定めるところにより、料金、倉庫寄託約款、保管する物品の種類その他の事項」に改める。

第二十一条及び第二十二条中「三月」を「六月」に改め、第二十一条第二号中「第五号第一号又は第三号」を「第五号第一号から第三号までの一」に改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に改正前の附則第六条第二項の規定による届出をして同条第一項に規定する倉庫業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月以内に第四条第一項各号に掲げる事項を運輸大臣に届け出た場合は、この法律の施行の日から三年間は、倉庫業者とみなす。その者がその期間内に第三条の許可を申請した場合において、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知

を受けけるまでの期間についても、同様とする。

3 前項の規定により倉庫業者とみなされた者がこの法律の施行の際現に営業に使用している倉庫についての第十二条の規定の適用に関しては、その倉庫業者とみなされる期間内は、同条中「第五号第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

倉庫業の現状にかんがみ、冷蔵倉庫業の営業を許可制とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事高橋清一郎君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔高橋清一郎君登壇〕

○高橋清一郎君 たいま議題となりました倉庫業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。まず、本法案の要旨を御説明いたしますと、第一点は、従来、冷蔵庫業は

届出制でありましたが、その後の冷蔵倉庫業の実情にかんがみまして、これを普通倉庫業と同様に許可制に改めること、第二点は、倉庫業者に対して、保管する物品の種類その他の事項を営業所その他の事業所に掲示する義務を課することともに、倉庫業者に対する営業の停止及び倉庫証券の発行の停止の期間の最高限を三ヶ月から六ヶ月に改めようとするものであります。

本法案は、四月十日本委員会に付託され、翌十一日政府より提案理由の説明を聴取し、五月十六日質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、本日、討論を省略し採決の結果、本法案は起立総員をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(久保田鶴松君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決でありました。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(久保田鶴松君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

昭和三十六年五月二十三日 衆議院会議録第四十四号 倉庫業法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

出席國務大臣

内閣総理大臣	池田 勇人君
厚生大臣	古井 喜實君
農林大臣	周東 英雄君
通商産業大臣	椎名悦三郎君
建設大臣	中村 梅吉君
国務大臣	追水 久常君
出席政府委員	
法制局第一部長	山内 一夫君
経済企画庁長	曾田 忠君
合開発局長	曾田 忠君
運輸政務次官	福家 俊一君

朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る十九日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

日本国とブラジル合衆国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(法律公布案上及び通知)

一、去る十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

(通知書受領)

一、去る十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律

離島振興法の一部を改正する法律

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

郵便法の一部を改正する法律

一、去る十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十四年度一般会計予備費使用総調査(その2)

昭和三十四年度特別会計予備費使用総調査(その2)

昭和三十四年度特別会計予算総則第十四条に基づき使用総調査

昭和三十四年度特別会計予算総則第十五条に基づき使用総調査

(承諾を求めめるの件)

昭和三十五年度一般会計予備費使用総調査(その1)

昭和三十五年度特別会計予備費使用総調査(その1)

昭和三十五年度特別会計予算総則第十一条に基づき使用総調査(その1)

(政府委員承認)

一、去る十九日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第三十八回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省主計 大村 筆雄
局司計課長

(政府委員発令通知受領)

一、去る十九日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十九日議長において承認した大村筆雄を同日第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十九日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 田中 正巳君(理事柳谷清三郎君去る十九日理事辞任につきその補欠)

理事 柳谷清三郎君(理事田中正巳君去る十九日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
山花 秀雄君 大矢 省三君
榎崎弥之助君

地方行政委員
中山 マサ君 松山千恵子君
山口シヅエ君 門司 亮君
本島百合子君

外務委員
宇都宮徳馬君 園田 直君
田中 角榮君 内藤 隆君

文教委員
赤城 宗徳君 八木 徹雄君
前田榮之助君 和田 博雄君
稲葉 修君 栗林 三郎君

社会労働委員
倉石 忠雄君 松山千恵子君
本島百合子君 佐藤虎次郎君
三和 精一君 門司 亮君

農林水産委員
北山 愛郎君 榎崎弥之助君
實川 清之君 山花 秀雄君

商工委員
海部 俊樹君 赤澤 正道君
運輸委員
矢尾喜三郎君 赤松 勇君

通信委員
下平 正一君 受田 新吉君
矢尾喜三郎君

建設委員

木村 公平君 齋藤 邦吉君
 栗林 三郎君 實川 清之君
 三鍋 義三君 上村千一郎君
 細田 義安君 石田 宥全君
 北山 愛郎君 小松 幹君
 予算委員
 赤澤 正道君 稲葉 修君
 橋本 龍伍君 松浦周太郎君
 小松 幹君 海部 俊樹君
 飯谷 忠男君 正示啓次郎君
 内藤 隆君 三和 精一君
 八木 徹雄君 三鍋 義三君

決算委員

田中 角榮君 藤井 勝志君
 木村 守江君 長谷川四郎君
 一、昨二十二日、議長において、次の
 常任委員の辞任を許可した。

法務委員

井村 重雄君 鈴木 義男君
 農林水産委員 玉置 一徳君
 (常任委員補欠選任)
 一、去る十九日、議長において、次の
 通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

榎崎弥之助君 受田 新吉君
 山花 秀雄君
 地方行政委員
 永田 亮一君 田川 誠一君
 和田 博雄君 本島百合子君
 門司 亮君

外務委員

田中 角榮君 内藤 隆君
 宇都宮徳馬君 園田 直君
 文教委員
 松山千恵子君 稲葉 修君
 栗林 三郎君 井伊 誠一君
 八木 徹雄君 前田榮之助君
 社会労働委員
 三和 精一君 佐藤虎次郎君
 門司 亮君 松山千恵子君
 倉石 忠雄君 本島百合子君

農林水産委員

實川 清之君 山花 秀雄君
 北山 愛郎君 榎崎弥之助君
 商工委員
 赤澤 正道君 海部 俊樹君
 運輸委員
 赤松 勇君 矢尾喜三郎君
 通信委員
 矢尾喜三郎君 大矢 省三君
 下平 正一君
 建設委員
 細田 義安君 上村千一郎君
 石田 宥全君 北山 愛郎君
 小松 幹君 齋藤 邦吉君
 木村 公平君 栗林 三郎君
 實川 清之君 三鍋 義三君

予算委員

海部 俊樹君 八木 徹雄君
 内藤 隆君 三和 精一君
 三鍋 義三君 赤澤 正道君
 赤城 宗徳君 菅 太郎君

橋本 龍伍君 松浦周太郎君
 稲葉 修君 小松 幹君
 決算委員
 長谷川四郎君 木村 守江君
 藤井 勝志君 田中 角榮君
 一、昨二十二日、議長において、次の
 通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

富田 健治君 玉置 一徳君
 農林水産委員 鈴木 義男君
 (議案提出)

一、去る十九日内閣から提出した議案
 は次の通りである。
 農業災害補償法の一部を改正する法
 律案
 農業保険事業団法案
 家畜改良増殖法の一部を改正する法
 律案
 農林中央金庫法の一部を改正する法
 律案

一、去る二十日内閣から提出した議案
 は次の通りである。
 私立学校教職員共済組合法等の一部
 を改正する法律案
 石炭鉱山保安臨時措置法案
 鉄道敷設法の一部を改正する法律
 案
 (議案受領)

一、去る十九日参議院から受領した内
 閣提出案は次の通りである。
 地方自治法の一部を改正する法律
 案

建築基準法の一部を改正する法律
 案
 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔
 道整復師法等の一部を改正する法律
 案
 一、去る二十日、予備審査のため参議
 院から送付された次の議案を受領し
 た。

学校給食法の一部を改正する法律
 案
 夜間課程を置く高等学校における学
 校給食に関する法律の一部を改正す
 る法律案
 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚
 部及び高等部における学校給食に関
 する法律の一部を改正する法律案
 労働基準法の一部を改正する法律
 案

一、昨二十二日参議院から受領した内
 閣提出案は次の通りである。
 会計法の一部を改正する法律案
 一、昨二十二日、予備審査のため参議
 院から送付された次の議案を受領し
 た。

学校教育法の一部を改正する法律
 案
 公立の小学校及び中学校の特殊学級
 における教育の振興に関する法律
 案
 (議案付託)

一、去る十九日委員会に付託された議
 案は次の通りである。

地方自治法の一部を改正する法律案
 (内閣提出第一八五号)(参議院送付)
 地方行政委員会 付託

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔
 道整復師法等の一部を改正する法律
 案(内閣提出第一九三号)(参議院送
 付)
 社会労働委員会 付託

家畜改良増殖法の一部を改正する法
 律案(内閣提出第二〇二号)
 農林中央金庫法の一部を改正する法
 律案(内閣提出第二〇三号)
 以上二件 農林水産委員会 付託

建築基準法の一部を改正する法律案
 (内閣提出第一八二二号)(参議院送
 付)
 水資源開発促進法案(内閣提出第一
 九八号)
 水資源開発促進法案(内閣提出第一
 九九号)

以上三件 建設委員会 付託
 一、去る二十日委員会に付託された議
 案は次の通りである。
 私立学校教職員共済組合法等の一部
 を改正する法律案(内閣提出第二〇
 四号)
 文教委員会 付託

石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣提
 出第二〇五号) 商工委員会 付託
 鉄道敷設法の一部を改正する法律案
 (内閣提出第二〇六号)
 運輸委員会 付託
 一、去る二十日、予備審査のため参議
 院から送付された議案は次の委員会
 に付託された。

学校給食法の一部を改正する法律案
(矢嶋三義君外六名提出、参法第二四号)(予)

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外六名提出、参法第二五号)(予)

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外六名提出、参法第二六号)(予)

以上三件 文教委員会 付託

労働基準法の一部を改正する法律案(村尾重雄君外二名提出、参法第二七号)(予) 社会労働委員会 付託
一、昨二十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号)(参議院送付)

大蔵委員会 付託

一、昨二十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

学校教育法の一部を改正する法律案(千葉千代世君外五名提出、参法第二八号)(予)

公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案(千葉千代世君外五名提出、参法第二九号)(予)

以上二件 文教委員会 付託

(議案送付)

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方議會議員互助年金法案(地方行政委員長提出)

一、去る十九日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

地方議會議員互助年金法案
一、去る十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十六年度特別会計予算補正(特第1号)

昭和三十六年度政府関係機関予算補正(機第1号)

漁業権存続期間特例法案
児童福祉法の一部を改正する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

(条約通知)

一、去る十九日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。

日本国とブラジル合衆国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知)

一、去る十九日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十九日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

離島振興法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院において次の内閣提出案を承諾した旨の通知書を受領した。

昭和三十四年度一般会計予備費使用総調査(その2)

昭和三十四年度特別会計予備費使用総調査(その2)

昭和三十四年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調査

昭和三十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調査

昭和三十五年一般会計予備費使用総調査(その1)

昭和三十五年特別会計予備費使用総調査(その1)

昭和三十五年特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調査(その1)

(議案撤回)

一、去る十九日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(八木一男君外十一名提出)

(議案撤回通知)

一、去る十九日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(八木一男君外十一名提出)

(質問書提出)

一、去る十九日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

台湾における日本国民の私有財産に関する質問主意書(橋橋渡君提出)

(承諾を求めるの件)

昭和三十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調査

昭和三十五年一般会計予備費使用総調査(その1)

昭和三十五年特別会計予備費使用総調査(その1)

昭和三十五年特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調査(その1)

昭和三十四年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調査

昭和三十四年度特別会計予備費使用総調査(その2)

昭和三十四年度一般会計予備費使用総調査(その2)

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

来議院会議録第四十一号中正誤

ハシ段 行 誤 正

五二二 九考えれる 考えられる

五九四 六人面形成 人間形成

昭和三十六年五月二十三日 衆議院會議録第四十四号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價一部 十五円
(但し其實業社二十円)
配付料共

発行所
 東京都新宿区市谷本村町一五
 大藏省印刷局
 電話九段(三)三一三三